

平成23年第2回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成23年 6月 2日 開会

）

平成23年 6月17日 閉会

吉田町議会

平成23年第2回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月2日)

○町長あいさつ	4
○開会の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定について	5
○諸報告について	6
○議会改革特別委員会委員長報告	9
○議案第29号～議案第30号の一括上程、説明	12
○報告第1号の報告	15
○議案第30号の質疑、討論、採決	17
○散会の宣告	33

第 2 号 (6月14日)

○開議の宣告	34
○議事日程の報告	35
○一般質問	35
藤 田 和 寿	35
佐 藤 正 司	48
平 野 積	57
○散会の宣告	69

第 3 号 (6月17日)

○開議の宣告	70
○議事日程の報告	70
○議案第29号の質疑、討論、採決	70
○日程の追加について	71
○発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
○吉田町農業委員会委員の推薦について	72

○議員派遣について	7 2
○議会閉会中の継続調査について	7 2
○発言の取り消しについて	7 3
○町長あいさつ	7 5
○議長あいさつ	7 6
○閉会の宣告	7 6

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成23年第2回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長よりごあいさつをお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

議員の皆様におかれましては、さきの統一地方選が終わりまして、最初の定例会でございます。新しく選ばれた議員の皆様におかれましては、心中深く、吉田町のあしたというものをどのように切り開いていかれるのか、おのおの胸中に大きなものがよぎっておられるものと思っております。

皆様も御承知のとおり、きょうの午後、国会では不信任決議が採択の運びとなります。可決であれ否決であれ、大きな変動があると、さまざまな新聞、テレビ等が伝えております。私も東京にいる友人たちと電話連絡は取りますがけれども、やはり大きな変動が生まれざるを得ないと、日本の政治というものが非常に不安定な状況に入っていくと、そのように聞いております。

我が町は、それから独立というわけにはまいりません。当然、その余波は大きなものとなって、この行政に跳ね返ってくることは我々は否定することはできません。しかしながら、中央の状況とは別に、我々は吉田町の町民の皆様様の利益と、この町の利益を最大限に確保するための努力を、一層頑張らなければならないと思っております。

3月11日の東日本大震災の後、東京の方々に常にお願ひしてきたことがございます。当然のことながら、被災地の復興というものに全力を挙げなければなりませんけれども、皆様にも思い起こしてもらいたいことがございます。静岡県の製造品出荷額は、この1県だけで東北6県を超えます。製造品出荷額では、県は2番目でございます。1番目は愛知でございます。この2県を合わせただけで、日本国の製造品出荷額の2割を占めます。いわば、我々が心配しなければならない東海地震というものが三連動のような形で起きた場合、もしこの備えをしなければ、まさに日本の沈没という事態が、当然我々の前にあわられてまいります。したがって、常に複眼的に、被災地の復興とあわせ、今度我々が対応しなければならない東海地震に対する備えというものを常にしなければならないと、複眼的に財源配分もしてもらわないと、何度も東京に向けて説いてまいりました。

我々はまさにこの町も本当に、正念場を迎えていると私は思っております。これからの10年、恐らくこの町はこの正念場をどのような形で克服していくのか、この4年間というものが、まさにこの10年というものを決めるものであると私は思っております。私も、これまでに培ってきました中央との人脈も含めて、私の財産をフル動員する覚悟でございます。議員各位におかれましても、行政のさまざまな事業について、御理解、御支援を賜りたくお願い申し上げ、簡単でございますけれども私のあいさつといたします。

よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第2回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、3番、山内 均君、4番、平野 積君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日6月2日から6月17日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日6月2日から6月17日までの16日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（八木 栄君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

5月17日火曜日、18日水曜日の両日、東京メルパルクホールにおいて、第36回町村議会議長・副議長研修会が開催されました。

本研修会は、町村議会が果たす役割の重要性を再確認するとともに、町村・議会の活性化に資することを目的に開催されたものであり、正・副議長が参加しました。

研修内容は、講演が主であり、3人の方からの講演とシンポジウムがありました。

講師とテーマは、総務省自治財政局長、椎川 忍氏による「地域力創造と地域おこしのヒント」について、東京大学名誉教授、大森 彌氏による「二元代表制と議会の価値」について、特定非営利活動法人・国際変動研究所理事長、軍事アナリスト小川和久氏による「巨大地震・原子力事故と国家の危機管理」についての講演でした。

明治大学政治経済学部教授、牛山久仁彦氏「町村議会だからできる」と題し、基調講演があり、コーディネーターを同じく牛山久仁彦氏、パネラーとして、岩手県紫波町議会議長、宮城県蔵王町議会議長、神奈川県真鶴町議会議長、鹿児島県与論町議会議長によるパネルディスカッションが行われました。

大変有意義な講演・シンポジウムであり、議会活動、議会の活性化に向けて大いに参考になり、今後に活かしてまいりたいと思います。

5月24日火曜日、静岡市県市町センターにおいて、静岡県町村議会議長会総会が開催されました。

議事として、1、静岡県町村議会議長会の会長の選任について、2、副会長の選任について、3、監事の選任についての3件について審議が行われ、協議の結果、会長に駿東郡清水町の岩崎高雄議長、副会長に賀茂郡河津町の土屋条太郎議長、監事に賀茂郡松崎町、斉藤重議長と、私、吉田町の八木 栄が選任されました。

その他、平成23年度の今後の主要行事予定について連絡があり、閉会しました。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、定例会に説明員として出席通知のありました者の、職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長の所信表明を行います。

お聞き取りのほど、お願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成23年第2回吉田町議会定例会は、平成23年4月24日執行の統一地方選挙後、初となる議会定例会でございますので、今定例会におきまして、今後の町政運営についての所信を述べさせていただきます。

突如、我が国を襲った3月11日の東日本大震災は、国民のみならず、世界中の人々に津波

災害と放射能拡散の脅威を強烈に印象づけ、そのつめ跡の惨状に、今なお震撼させられております。今回の統一地方選挙は、そうした非常事態の中で執行されましたが、最近行った政治活動や選挙活動では、特に町民の皆様への安全・安心の提供という行政の役割の重大さについて、強く、深く、そして真剣に向き合わせられました。これは、議員の皆様も同様ではないかと思えます。

私は、行政経営というものは、そこに住み、活動する住民や企業などが持つことができる安心感の度合いによって、その質が決定づけられるものと考えております。東日本大震災は、まさに、この行政経営の質を決定づける安心感の部分を大きく揺さぶり、これまで営々と培ってきたさまざまな防備に疑いを抱かざるを得ない状況を生み出しました。当町の海岸線には、長い年月を費やして防潮堤と津波堤と水門を設置し、少なくとも、ただいま静岡県が公表している第3次被害想定までの津波や高潮はブロックできるようになっております。また、陸閘や水門は、地震発生時に自動閉鎖するように整備するとともに、庁舎6階に津波防災ステーションを設置して制御できるようにいたしましたので、津波や高潮に対する防衛力は堅固であり、東海地震など近い場所で地震が発生しない限り、少なくとも最大波4メートル程度までの津波はブロックできる備えを築いてまいりました。

しかし、東日本大震災を目の当たりにし、当町の防災機能を再点検しましたところ、津波被害からの防御の要とも言える防潮堤や、津波堤の波力や地震動に対する耐久力について確信を持てるデータがなく、防潮堤や津波堤が決壊した場合における被害想定や、想定以上の高さの津波が襲来したときの被害のシミュレーションもありませんでした。さらには、東海地震単独発生を前提とした静岡県の第3次被害想定そのものの危うさにも気づかされました。結局のところ、当町の防災力について、皆様に客観的資料をもって御説明できるものがほとんどない状況であることを痛感いたしました。

東日本大震災においては、「想定外」という言葉が至るところで使われましたが、想定がない中で有効な対策を講じることは、極めて難しいことであることは言うまでもありません。町民の皆様を第一に考えなければならない立場にある者としては、いつまでも「想定外」のまま放置しておくことはできませんので、切迫感を持ちつつ、早急にみずからの実情を客観的かつ正確に把握し、より確実性の高い想定に基づく備えができるよう、事態を進展させなければならないとの考えに至った次第であります。

津波被害から逃れるためには、すべての津波を海岸線でブロックすることですが、自然を相手にそれを行うことは、至難のわざであると考えなければなりません。それができないとすると、次は、すべての町民の皆様を生命と財産を保全できる備えの程度、また財産の保全は無理でも、生命を守る備えの程度を想定して、着実な対策を施さなければなりません。そして、その備えの程度を公表することによって、すべての町民の皆様が、どの程度の地震動や津波に対して自己防衛を図らなければならないのかということを知っていただくことで、当町に対する安心感が高まるのではないかと考えております。

私は、町民の皆様が安心して日々の生活を営むことができる町を築けば、未来永劫、活力ある町であり続けることはできないと常々考えております。これまで、町民の皆様信頼される行財政運営の確立に取り組むとともに、産みやすく育てやすい環境の充実、健康を維持しやすく社会に参加しやすい環境の充実、打ち明けやすく周囲が手を差し伸べやすい環境の充実を図ることによる福祉社会の建設、教育環境の充実、そして都市防災基盤の充実な

どに取り組み、町民の皆様の安心感がある程度高揚させることができたと自負しておりますが、本年3月11日を境に、地震動と津波災害に対する安心感については、早急に特化して取り組まなければならないとの意を強くいたしました。そして、東海地震が襲来するまでの間に、あらゆる手段を講じて可能な限りの備えを施さなければならないとの使命感に駆られております。

先般、こうした強い思いを抱いて、対処方針を探るべく、東京大学地震研究所に相談に向きましたところ、津波の研究ではつとに名をはせておられます都司喜宣理学博士が相談に応じてください、当町の防災対策に関する支援について御快諾をいただきました。その瞬間、一筋の光明を見出した思いでございました。

まずは、東京大学地震研究所の都司博士の技術指導のもとで、最近の最も有力な学説に基づく東海地震に関連する地震と津波のシミュレーションを行った上で、想定される地震が発生した場合に、当町にどの程度の地震動や津波が襲来するのか、その際の当町の既存の防御機能の効果はどうなるのか、防御できないとしたらどの程度の津波被害が発生するのか、地震動の詳細なシミュレーションはどうなるのか等々の調査を実施し、町民の皆様に御説明できるようにするとともに、将来に残すべき防御の程度を決定するための資料の作成に着手することといたしました。地震と津波への対策は、時間をロスしている余裕はなく、今後さまざまな形でたらされるであろう一瞬のチャンスをとらえながら、効率的に、そして着実に進めなければなりません。

今定例会に上程いたしました平成23年度吉田町一般会計補正予算（第1号）には、その第一歩となる町独自の津波ハザードマップ作成及び津波避難計画策定のための委託経費を計上させていただきました。当町の防災対策は、この成果を踏まえて可能な限り加速して先に進めてまいりますが、今回の補正予算には、現状でできる具体的な防災対策として、住吉小学校屋上への避難を可能にするための階段及びフェンスの設置費と、同報無線の戸別受信機となる防災行政ラジオの全世帯無償配布費用も計上させていただいております。

長い海岸線を有する当町としては、津波に対する防備の見直しは喫緊の課題であり、安全・安心な町を築いてこそ、豊かな町として今後とも伸びゆくことができるものと考えますので、当面は安全・安心な町づくりを最優先に据え、国や県のみならず、研究機関や有益な民間のノウハウなどを活用しながら、鋭意努力してまいり所存でございます。議員各位におかれましても、安全・安心な町づくりのために御協力賜りますようお願い申し上げます。

他方、新たな津波ハザードマップに基づいて取り組む防災対策以外の施策展開でございますが、昨年度、平成23年度から平成27年度までを計画年次とする第4次吉田町総合計画後期基本計画を策定しておりますので、基本的にはこの計画に基づいて行財政運営を進めてまいり所存でございます。しかしながら、この計画には東日本大震災の教訓は反映されておられませんので、優先的に取り組む防災対策と重点化項目との優先順位を吟味しながら、福祉社会の建設、教育環境の整備、都市防災基盤の整備をさらに進めるとともに、町の骨格をなす幹線道路の整備も急いでまいりたいと存じます。

また、諸施策を具体化するに当たりましては、町づくり機構のようなシステムを構築することができるように、住民の参画意識の醸成に努めながら、町民参画型の事業展開を行ってまいりたいと考えております。そして、首長の恣意的な行政運営に歯止めをかけることを目的とする実効性のある自治基本条例の制定も目指してまいりたいと考えており、とりわけ、

自治基本条例の策定と安全・安心な町づくりの推進につきましては、住民参画の手法を取り入れて、地域と行政が一体となった取り組みを展開してまいりたいと存じております。

これからの4年間は、政治、経済、環境などあらゆる分野において、私たちがこれまで経験したことがないような事態に直面することが多々発生するのではないかと感じております。行政は、それらの事態に対し、臨機応変に対応でき得る能力を培わなければならない、絶えず進化し続けることができるよう、柔軟な思考をもって取り組んでまいります。また、町土と町民の皆様の生命や財産を地震・津波被害から保全することは、国や県の支援なしでは達成することは至難のことです。既に開始している国等への働きかけを今後ますます強めてまいらなければならないと考えております。

議員各位におかれましても、今後、刻々と変わる事態に即応しようとする行政の取り組みを、高邁な見地から御支援賜りますよう切にお願い申し上げまして、所信表明といたします。

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

◎議会改革特別委員会委員長報告

○議長（八木 栄君） 続いて、日程第4、議会改革特別委員会委員長報告を委員長から報告を願います。

議会改革特別委員会委員長、お願いします。

12番、藤田和寿君。

〔議会改革特別委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（藤田和寿君） 12番、藤田和寿。

それでは、議会改革特別委員会から、委員会活動について御報告申し上げます。

5月20日、役場4階第2会議室におきまして、午前9時、出席委員数13名、定足数に達していることを確認し、委員会を開会しました。

委員会目的の議会及び議員の活動の活性化と、議会基本条例の制定に向けた調査・研究について、今後の取り組み方を協議いたしました。

第1回目の委員会であり、全員の議会改革に対する思いや考えをお聞きいたしました。

まとめ方については、附せんに1項目ずつ意見を書き出し、KJ法を用いてまとめました。

議会改革の方向性として出された意見は、おおまかに、公開と討議、議会機能の発揮、町民の信託でした。

具体的には、1、町民の議会活動への参加。2、議会への情報公開と説明責任。3、議員間及び当局との議論の活性化。4、監視機能の強化。5、議員定数、議員報酬の検討。6、議会基本条例の制定と議会改革の実行または見直し。7、政策形成に向けた調査研究。8、議会運営の見直し。9、議会事務局の強化。10、議会広報活動の強化。11、議決機構の追加。12、議員指名の明確化でした。

今後、委員会で出た意見について協議を行い、委員会を進めることとし、素案については正・副委員長で詰めることで決定いたしました。次回委員会を6月1日でお諮りしたところ、異議がなく決定し、委員会を閉会いたしました。閉会は11時20分でした。

6月1日、役場4階第2会議室におきまして、午前9時より出席委員数13名、定足数に達

していることを確認し、委員会を開会いたしました。

議会改革の方向性について、4つのテーマについて協議を行いました。

1つ目といたしまして、町民の議会活動への参加としました。

各委員より意見をいただきました。

8番。町民の場へ出て、報告会を年4回行い、意見交換会なども開催する。

11番。町民の前に出る。議員各個による報告会を行い、一般質問などへつなげる。

1番。情報が少ないので、町民の関心が少ない。傍聴の利便性や自治会役員等との意見交換の場をつくる。

10番。町民との接点が少ない。議会や委員会で懇談会を開催する。

3番。決定事項など決定の結果の報告だけでなく、事前や途中経過の報告を行い、町民に関心を持っていただき、町民の意見を集める。

4番。議会や議員として報告会などを通じ、情報公開をすることで町民の意見を集約する。それを議員間で議論し、政策提案に生かす。そもそも町民の議会への参加とは。

5番。町民は関心がある。町民のところに出て行って、議論することである。

6番。議会とは行政監視や政策提言である。町民に身近な議会を目指す。

7番。アンケートなどの主張も検討したい。

3番。いつも決まった方だけでなく、広く見識を持たれている方々を発掘する。

8番。伊賀市は報告会を4年間に148回行い、意見集約を図っている。大筋はできているので、出発すべきである。

以上で協議を終わり、確認を行いました。

情報を発信し、町民の前に出て行き、意見を集約する。そして議員間で議論を行い、その結果についてもしっかりとフィードバックする。そのような形で町民の議会活動への参加を図る。そしてそのために意見交換は必要であり、条例に明記する。以上について諮ったところ異議がなく確認し、次の議題に移りました。

議会の情報公開と説明責任について。

4番。議会議員について、言論などは可能な限り公開することで説明を行い、町民に理解してもらうことだと考えるが、どのようにすれば理解できるかが重要である。

3番。情報公開と説明責任について、議会と議員との区分けを統一したい。

4番。議会としてのプロセスで考えればどうか。

13番。合議の結果と経過についてはどうか。

2番。議会としての統一見解について、一方で町民の知る権利をしっかりと守るべきである。

9番。議決権を行使した内容について。

12番。議決以外の議員活動も必要ではないか。

10番。公務や合議体としての動きの認識である。

8番。法に基づく活動の透明化を図る。

9番。議員については、議員の使命でしっかりとフォローする。

4番。責任は個人で果たすべきだ。

1番。個人ではなく、各議員として、議員自身としての責任を果たすべきである。

6番。賛否についての説明は、重要な課題や問題について行うべきではないか。

以上、主な意見でございます。

議員活動は法に基づくものに対して、議会とともに情報公開と説明責任を明確にする。議員自身の活動は、議員の使命で果たす。町民の知る権利を守り、議会議員を明確理解していただくためであることを確認いたしました。

3つ目といたしまして、議員間及び当局との議論の活性化について。

3番。活性化委員会等を立ち上げ、議論を行う。議論を通じ見識が広がり、質が向上されるのではないかと。

10番。行政報告会、懇談会、全員協議会などを定期的で開催し、議論する。課題や問題点があれば議長に上げて議論の場をつくる。

13番。懇談会などを通じ、問題の明確化を図り、政策提言につなげる。

1番。住民からの意見をもとに、話し合いの場を設ける。

2番。情報収集の場や要望などをもって、当局とテーマを絞り懇談会を行う。

10番。個別陳情は従来から行っているルール、町内会を通じて担当へ持ち上げる方法を尊重し、議員はフォローに回ると考えている。

6番。賛否の裏づけとして、懇談の場は必要と考える。

7番。さきの条例案には、自由討論の保障が不明確であった。ぜひ入れていただきたい。

4番。活性化のために研修を行い、より掘り下げた議論を望む。

以上で、全員で議論・討論が容易にできるようにすることを確認いたしました。

方法については、今後詰めていくことで一致いたしました。

次に、監視機能の強化について協議いたしました。

4番。監視のルール方法が不明確ではないかと。

9番。行政の情報がほしい。特にタイムリーな情報を。

7番。聞けば情報は出る。委員会など担当を呼んで監視できるのではないかと。

13番。町長からは全議員との懇談会について、要望があれば開催すると前向きな御回答をいただいている。

2番。情報が少ないと感じている。情報の出が悪い。対応が少ないのでは。

以上、監視を強化するために情報収集が大切である認識を確認できましたが、議会への情報については、現状についての認識がいろいろあり、その点については後日確認することとし、協議を終了いたしました。

最後に、次回委員会内容について協議をいたしました。

8番。町づくり意見交換会について、次回具体的に協議をしたい。

4番。正・副委員長のスケジュール案について、次回確認したいと意見が出ました。

次回委員会は6月15日9時とし、町づくり意見交換会とスケジュール案、そして本日の続きの4項目、議員定数、報酬等の件と、議会基本条例の制定と議会改革の実行または見直し、政策形成に向けた調査研究、議会運営の見直しについてを協議することとし、また協議内容に試案をお持ちの方は、13日中に事務局へ提出することをお伺いしたところ、全員異議がなく決定いたしました。

以上で委員会を閉会しました。閉会は11時15分でした。

以上、報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

[発言する人なし]

- 議長（八木 栄君） 質疑を終結いたします。
委員長、御苦労さまでした。
-

◎議案第29号～議案第30号の一括上程、説明

- 議長（八木 栄君） 日程第5、議案上程を行います。

第29号議案、第30号議案を一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

- 町長（田村典彦君） 平成23年第2回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について1件、補正予算について1件の合計2件でございます。

このほかに1件の報告事項がございます。

それでは、各議案につきまして、御説明申し上げます。

第29号議案は、吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、東日本大震災による被災者等の税負担の軽減を図ることを目的としました地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第35）が平成23年4月27日に公布されましたことを受けまして、当法律の改正趣旨を踏まえた被災者等の個人住民税に係る税負担の軽減を図るための特例措置を講ずる内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第30号議案は、平成23年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成23年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,816万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ90億7,116万6,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第1号報告は、平成22年度吉田町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。本報告は、一般会計につきまして、本年3月の第1回議会定例会におきまして、平成22年度で支出すべき経費を平成23年度に繰り越すことをお認めいただきました。地方特定道路整備事業榛南幹線改良事業のほか4事業費につきまして、繰り越して使用する財源をそれぞれ報告するものでございます。

なお、第30号議案の平成23年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についての1議案につきましては、速やかに事業執行を行う必要がありますことから、議会開会当日の議決をお願いするものでございます。

以上が上程いたします2議案と、報告事項1件の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

企画課長、塚本昭二君。

[企画課長 塚本昭二君登壇]

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からは、第30号議案 平成23年度吉田町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

別冊となっております補正予算の議案をごらんいただきたいと思っております。

まず、1ページと2ページでございますが、今回の補正の内容を掲げてございます。

まず、1ページの第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,816万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億7,116万6,000円とすることをお認めいただくとするものでございます。

また、第2項では、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額を2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりとすることをお認めいただくとするものでございます。

それでは、補正予算の積み上げの詳細につきましては、別冊の平成23年度吉田町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書、これによって御説明を申し上げます。

説明書の3ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入から御説明を申し上げます。

まず、14款県支出金でございますが、3,706万6,000円の増額でございますが、これは歳出の消防費と教育費で予定している大規模地震対策と総合支援事業の財源となるものでございます。

15款財産収入につきましては、1,150万円の増額でございます。

これは、売却を進めております民附宅地造成地、通称みどり団地と申しておりますが、この1区画を4月に売却することができましたので、今回その売却収入を計上したものでございます。

次に、4ページでございます、17款繰入金でございますが、6,960万円の増額でございます。これは、歳入を補うために財政調整基金を取り崩し、基金から一般会計へ繰り入れするものでございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

5ページと6ページをごらんいただきたいと思っております。

今回の補正でございますが、消防費と教育費だけでございます。

まず、9款消防費でございますが、9,436万3,000円の増額でございますが、その全額を5目の災害対策費の地震対策事業に措置するものでございます。

詳しい補正内容を御説明申し上げますが、まず報償費でございます。

町民の皆様地震と津波に関する最新情報を提供するとともに、防災意識の高揚を図るために、東京大学地震研究所の都司義宣博士などを講師として予定する防災講演会を開催するための講師謝礼金19万4,000円を計上させていただいております。

次、需用費でございますが、総額6,763万5,000円計上させていただきました。

その内訳でございますが、一つには緊急時の防災情報をより確実に町民の皆様へお伝えすることができるようにするため、無償配布を希望されるすべての世帯に、同報無線戸別受信機となります防災行政ラジオを配布させていただくための防災行政ラジオ購入費5,968万2,000円を計上しております。

二つには、東日本大震災の被災支援の一環として、地震が発生した直後から静岡県が被災地に送るために各市町の備蓄物資の提供を呼びかけ、集まった物資を岩手県に搬送いたしました。この際に当町でも毛布1,000枚、簡易トイレ20基、非常食2,500食、乾パン600食を提供しております。この備蓄物資につきましては、非常時に備え補充しておくべきものでございますので、今回、補充分の物資を購入する経費795万3,000円を計上させていただいております。

なお、この2つの購入経費につきましては、県の大規模地震対策等総合支援事業として、その3分の1について県補助金を受けることができますものでございます。

また、備蓄物資の補充経費につきましては、残りの3分の2につきましても、地方交付税の特別交付税で措置する部分があるということ国から通知されているところでございます。

次に、委託料でございますが、総額2,653万4,000円計上させていただきました。これにつきましては、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災に直面し、その深刻さから、町民の皆様の安全を確保するためには、現在静岡県が出している第3次被害想定を超える地震動や津波被害を想定して対策を講じる必要があると判断し、東大地震研究所の都司博士の技術指導のもとで、地震動のシミュレーションなどの情報も掲載した町独自の津波ハザードマップと、そのシミュレーションに基づく津波避難計画を作成するための委託費用を計上させていただきました。

津波ハザードマップ作成業務委託につきましては2,084万3,000円、津波避難計画策定業務委託料につきましては569万1,000円をそれぞれ計上させていただいております。

この委託経費につきましても、県の大規模地震対策等総合支援事業として、その3分の1について県補助金を受ける予定でございます。

続きまして、6ページの10款教育費でございますが、2,380万3,000円の増額でございます。この全額を住吉小学校維持管理費に措置しております。住吉地区の避難地となっております住吉小学校の避難機能を高める事業を実施するための費用を計上するものでございます。

具体的には、津波被害の際、避難者が住吉小学校校舎4階屋上まで避難できるよう、3回屋上から4回屋上に上がるための避難用階段と屋上フェンスを設置する費用として、委託料175万3,000円、工事請負費2,205万円を計上させていただくものでございます。

この事業につきましても、県の大規模地震対策等総合支援事業として、補助対象経費の3分の1について、県の補助を受けることができる事業となっております。

以上が、一般会計補正予算（第1号）の概要でございますが、このうち消防費に計上させていただきました津波ハザードマップ等作成業務委託料につきましては、11月下旬までに完了できますよう早期に事業着手したいと考えておりますので、議会開会初日における議決をお願い申し上げる次第でございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

〔税務課長 池ヶ谷恭子君登壇〕

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 税務課でございます。

本議会に上程いたしました第29号議案について御説明申し上げます。

提出議案の1ページから3ページをごらんください。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地

方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年4月27日に公布されたことに伴い、吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてお認めいただくとするものでございます。

本条例につきましては、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、附則に2条を加えるものでございます。

第22条は、東日本大震災に係る雑損控除額の特例を定めるものでございます。

1項では、所得割の納税義務者の選択により、東日本大震災により受けた損失の金額について、平成23年に受けた損失を、平成22年において生じた損失として適応することができるとしたものでございます。

2項では、前項の規定を受けた納税義務者の災害関連支出が平成24年以後において生じた場合においても、平成22年において生じた損失として適応することができるとしたものでございます。

3項、4項では、納税義務者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、総所得金額等の合計額が38万円以下の者が所有する資産について受けた損失についても、1項、2項と同様とするものでございます。

5項では、1項の規定を受ける旨の申告書の提出について定めたものでございます。

次に、23条は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の適応期限の特例を定めるものでございます。

これは、居住者が居住の用に供していた家屋が、東日本大震災によって被害を受けたことにより、居住の用に供することができなくなった場合において、租税特別措置法41条の住宅借入金等を有する場合の所得税の特別控除を受けている場合、税条例附則7条の3及び附則7条の3の2の個人の町民税の住宅借入金等特別控除を受けている場合、国税関連法律の臨時特例に関する法律13条の第1項の規定に読みかえて、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別控除額を適用することができるものとしてございます。

附則の施行期日につきましては、この改正規定は公布の日から施行するものです。ただし、第23条に係る部分については、平成24年1月1日からとするものでございます。

以上、御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） 以上で、上程説明が終わりました。

ただいま説明のありました第29号議案につきましては、議会最終日に採決予定でありますので、よろしく願いします。

◎報告第1号の報告

○議長（八木 栄君） 日程第6、第1号報告 平成22年度吉田町繰越明許費繰越計算書の報告について報告を行います。

企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

第1号報告 平成22年度吉田町繰越明許費繰越計算書の報告についての内容を御説明申し

上げます。

議案書の5ページと6ページをごらんいただきたいと思います。

この報告は、3月議会定例会の平成22年度吉田町一般会計補正予算（第5号）におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、平成23年度に繰り越して使用できる経費をお認めいただきましたものにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製して御報告するものでございます。

計算書の内容でございますが、提出議案の6ページをごらんいただきたいと思います。

平成22年度一般会計予算において、繰越明許費を設定させていただきました事業は、計算書に掲げました5事業でございます。

まず、8款2項の地方特定道路整備事業、大幡川幹線開業事業でございますが、事業費7,782万7,000円のうち、2,070万4,000円を平成23年度に繰り越して執行するものでございます。その財源でございますが、未収入の町債1,860万円と、一般財源210万4,000円でございます。

次に、8款2項の大幡川幹線道路改良事業でございますが、事業費1,000万円全額を平成23年度に繰り越して執行するもので、その財源でございますが、未収入の国庫支出金、これにつきましては、地域活性化交付金の中のきめ細かな交付金、この交付金を942万3,000円、これと一般財源57万7,000円を充てるものでございます。

次に、8款4項の木造耐震補強助成事業も同様に、事業費700万円全額を平成23年度に繰り越して執行するものでございまして、その財源でございますが、未収入の国庫支出金300万円と、県支出金300万円、それに一般財源100万円を充てるものでございます。

次に、10款3項の吉田中学校空調設備設置事業も同様に、事業費5,055万4,000円の全額を平成23年度に繰り越して執行するものでございます。この財源でございますが、未収入の国庫支出金のうち、安全・安心な学校づくり交付金という国庫支出金でございますが、これを1,092万6,000円と、一般財源3,962万8,000円を充てるものでございます。

次に、10款4項の図書館資料整備事業でございますが、事業費700万円のうち400万円を平成23年度に繰り越して執行するものでございます。その財源でございますが、未収入の地域活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金、これに400万円充てるものでございます。

以上が1号補正の内容でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんは第2会議室にお集まりください。

再開は、全員協議会終了後といたします。

当局の皆様には改めて御連絡しますので、御出席をお願いいたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時48分

- 議長（八木 栄君） 暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は13名です。
定足数に達しております。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第7、第30号議案 平成23年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより、第30号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

- 4番（平野 積君） 4番、平野です。

30号議案に関しまして、防災ラジオの配布というところについて一つ質問させてください。

町からは希望者に対して無償配布という御提案ですけれども、町民全員に町の連絡を徹底しようと思えば、全世帯に無償配布ないしは無償貸与という形のほうが効果があるというふうに私自身は思います。それに対して、歳出を、コストダウンを図るということであれば、一部自己負担とか、1,000円負担、2,000円、3,000円負担とか、そういうことが考えられると思うんですが、今回希望者に無償配布と決めた根拠と申しますか、例えば1,000円払うんだったら普及率は何パーセントぐらいだと、希望者の無償だと何パーセントぐらい普及率があるんだとか、そういうデータをもとに希望者に対する無償配布というのを決めたのかというところの説明をいただけますでしょうか。

- 議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

- 総務課長兼防災監（田村政博君） 今の御質問でございますけれども、総務課でございます。

無線戸別受信機の関係でございますけれども、前回の行政報告会の中で、自主防災会を通じました中で希望を募っての配布ということで御答弁させていただきましたけれども、既に戸別受信機につきましては、配布をしてある町内会さんとか学校、そういうものとか、自主防災会を通じました町内会長等にも配布されているのが700台余りあります。

そういう中で、今回9,800台という個数につきましては、全世帯に配る個数は用意してあるわけでございますけれども、皆さんに関心を持っていただくこともありますものですから、希望を募っての配布ということで、二重にいかないような形の中で配布を考えた中で、希望を募るということにさせていただきました。

無料にした根拠につきましては、皆さんに配布をするという考え方の中で、お金を取るということは考えなかった次第であります。

- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

- 4番（平野 積君） 今の御説明だと、今持っている方は無理には渡しませんと。基本的には全戸に配ると。それで、持っているからいらぬよと、その人は配らないということですか。

希望者全員に配るというのは基本方針であって、持っている方に対しては希望しないから配らないというのか。一応広報しますと。必要とされる方は渡します。ただし、全戸分は用

意していますとおっしゃているように聞こえたのですが。

要は、基本方針として全戸に配るという基本方針があるのか、そこを明確にさせていただきたい。

○議長（八木 栄君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 総務課でございます。

全戸に配るというあれはあります。

全戸に配るという気持ちはあるのですがけれども、手を挙げない方もいらっしゃるのではないかとすることで希望を募るという考え方をしておりますけれども。個数も9,800個は用意してございますので、全戸に配る台数分は用意してございます。

〔発言する人あり〕

今いっているものにふぐあいが生じていて、交換をしてくださいということになりますれば、新しいものと交換は可能だと思いますけれども、今持っている方に再度やるということは実は考えてはおりません。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 4番、平野です。最後ということなんですけれども、3回目です。

ちょっと質問変わるかもしれませんが、今おっしゃっているのは、貸与というのと、配布であれば、それは個人のものになるということですか。その人が吉田町を出ていった場合、多分使えませんよね。そうすると、新しい人がこれから入ってくると。そういう方には希望すればすべて順次お渡しするというのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（田村政博君） そのようなことで結構です。

〔発言する人あり〕

○議長（八木 栄君） 全戸に配布したら、その方がよそに行くときも持って行ってもらって、ラジオとして使ってもらえばいいですよ。新しい方にはすべてまた与えますという答弁ですが、それでよろしいですか。

○4番（平野 積君） はい、了解です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田議員。

○1番（増田剛士君） 増田でございます。

今のことに少し関連するかもしれませんが、ハザードマップ及びこのラジオですね。その配布方法についてちょっとお聞きしたいと思います。

先般の会議の中で、自主防災会等を通じて配布するというようなことがあったのですが、その自主防災会に加盟している町民というのはどれくらいのパーセントということと、入っていない方にはどのような告知と、希望を取るにしても何をやるにしても、そういった配布の方法ですね、その点をお伺いいたします。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 自主防災会に入っていないパーセントというのはちょっと把握していないものですから、申しわけございません。

入っていない方の配布方法につきましては、前回お話ししましたように、広報なり町のホームページを通じて広報活動をしまして、役場のほうに来ていただいて配布という形を今のところ考えております。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 1 番、増田です。

では、入っていない方に自治会であるとか自主防災会に加盟を促すような施策というか、そういったことはされておるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 自主防災会を通じて配布ということで、そういうことも踏まえまして、そういう方たちが自主防災会に入っただけであれば、ラジオを配布する中で、今後の避難訓練等そういう活動に、自主防災に参加していただけるのではないかとそういうことも狙った次第でございますけれども。

自主防災会に入っていない方にも配るといことです。配りますけれども、その周知につきましては、広報なり、ホームページを通じた中で周知を図って、配布をするということですから。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） ですから、その入っていない方に入ってもらような、そのような施策はどうですかということをお聞きしているんですけれども。

吉田町に、アパートなり何なりにたくさん移り住んで来ている方がいるんですけれども、その方々にも自主防災会に参加していただいて、町民がみんな自主防災会なりに入って、災害が起きたときにみんなで動こうというような施策はあるのですかという質問なんですけれども。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員のおっしゃることは、要は避難とか地震の際の行動については、基本的には自助が基本でございますよね。共助というものは、自主防災会等に入ることによって、いわば横とのつながりを増やしていくというわけですから、まず自助が基本、共助がいわばわき役ということになります。それで、自主防災会への加入というものは共助が強制できるものではございません。したがって、現在申し上げているような自主防災会への加入を促すという意味においても、今申し上げているような自主防災会を通じての配布であるとか、そのようなことを行政のほうから、自主防災会であるとか、自治会であるとか、そういうことで強く働きかけて、そういう方向にもっていきたいという意味を込めて申し上げている次第でございます。

○議長（八木 栄君） 1 番議員、いいですか。

○1 番（増田剛士君） はい。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ございませんか。

3 番、山内 均君。

○3 番（山内 均君） 3 番、山内です。

1 つお伺いします。

ハザードマップの完成する時期は先ほど説明されました。僕は防災訓練に関して一つ疑問を持ってまして、一つは海のほうへ集まって逃げるような形を今地域によっては指導していると思うんですね。そのときに、もしハザードマップができて、例えば津波なんかのときにはすぐ逃げるのが前提になりますので、多分この防災訓練とハザードマップの関係が当局ではどのように感じているか。多分、防災訓練の訓練方法もすぐに、同時期に出せるのが

理想と思うんですけど、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員も御承知だと思いますけれども、これまでの県の第3次被害想定というものは、基本的には地震の対策というものの色彩が濃かったわけでございますよね。したがって、地震の場合ですから、地震が起きたときに家屋が倒壊したりさまざまございすけれども、そういうふうなことを免れた人々が、避難地にまず集結してどうのこうのいうのがこれまでのものだったわけでございますよね。しかしながら、今回委託をお願いする津波のハザードマップができた場合、当然現在の防潮堤であるとか、津波堤であるとか、そういうものが三連動の地震に耐えられるのかどうかと、そういうものも含めてありまして、仮にそれができないと、またそれを越すようなものが生まれてきたという場合には、津波の災害、津波を主としたいわば避難訓練になりますので、その場合には、当然のことながら避難地に集まってどうのこうのということよりも、何はともあれ、自助ですから、まず逃げろということが主体となるような訓練になってくると。こんなふうに考えれば、単純に津波ハザードマップをつくる意味というものが、まずそこによって起きることが、災害がわかるわけですから、津波による災害がわかるわけですから、それに応じて訓練内容というものも変わってくるというように御理解いただければありがたく思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 3番、山内です。

今質問を投げかけた理由というのは、町民のある地域の方々から、時々そういう質問が出るわけですよ、住吉の近くの。一たん南のほうに集まっていますよと。そういうのを非常に疑問に思いまして。

それと、シミュレーション、このハザードマップをつくることに関しては非常に、僕としては大賛成なんですけれども、その中でできたときに、それからじゃ防災の避難訓練を考えるのではなくて、これはできたときに、もうそれがどういうふうに動き出すかという、そういうものを当局としては考えているかどうか。もし考えがあれば、教えていただきたい。ちょっと心配をしている部分があります。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） ハザードマップと津波の避難計画もあわせて、ハザードマップができた時点で津波避難計画もつくりますので、その中で議員がおっしゃられたようなことも検討して進めていきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

もう一点、お願いをしたい、考えていただきたいものがありまして、吉田町には幼稚園がたくさん、三つ、四つあります。幼稚園、保育園ですね。そのときに、みんな海側にこうそろっていますよね。そのときに、非常にこれから大変な作業をしなければいかんと思うんですけども、そういう部分というのも考えていることとかというものはあるんですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、要は県の第3次被害想定の場合には、基本的には津波による震災というものはこの町にはないという想定のもとでありますので、そういうものは今までなかったわけでございますけれども、今回なぜ津波ハザードマ

ップとつくるかという、これまで県が依拠してきたところの石橋説というものがもう時代遅れになっていると。要は単独説ではないよと、三連動地震で起きるんだよといった場合に、津波による被害というものが、これまでの第3次被害想定とは当然変わったものになってくるだろうということを想定して、さまざまな津波ハザードマップの作成であるとか、そういうことをするわけでございますけれども、現在の時点においては、今保育園であるとか、それから幼稚園であるとか、小学校であるとか、津波によるところの被害の際の避難というものは考えていないわけでございますけれども、そういう避難も想定することによって、今後さまざまな対策というものを講じていかなければならないというわけでございます。何も資料もないところに対策も講じられないわけでございますので、逐次津波ハザードマップをつくっている過程で、できてから全部もらおうというわけではなくて、当節においてもさまざまな情報ももらいますので、そのもらう情報に基づいてさまざまな対策というものを講じてまいりたいと、こんなふうに思っております。

○3番(山内 均君) 了解しました。

○議長(八木 栄君) はい。ほかに質疑はございませんか。

10番、増田議員。

○10番(増田宏胤君) 10番、増田です。

今回の補正予算は、災害を想定して一刻も早い備えをするということで、内容的には理解をしております。その中で、数点お聞きをします。

歳入の関係では県の補助金があるわけですが、大規模地震対策等総合支援事業補助金の3,706万6,000円については、県内各市町が相当額の要望なり要求なり申請をされているかと思っておりますけれども、当町においてはどのような要望をされたのかお聞きをしたい。なおかつ、県において配分の根拠があるのかどうか、お聞きをしたいとおります。

あわせて、今後のこの補助金についてどうなっていくのかなど。今後も継続されるのではないかという観点に立ってお聞きをします。

それから、財産売払収入の関係ですが、1,150万円については売却ができてよかったなという思いでおりますけれども、十数年来の懸案の事項でもあると思います。そのようなことで、従前に買ったという購入者に対する配慮がされたかどうかということと、あわせて今回のこの単価についてはどのような手順と言いますか、特に単価についてどのような手法を用いてここに予算が計上されたのかお聞きをします。

○議長(八木 栄君) 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長(塚本昭二君) 県支出金、補助金の関係の御質問でございますが、財政当局で知り得ているだけの中でお答えをさせていただきたいと思っております。

大規模地震の補助金でございますが、県当局でも当初予算の中では、従来とあまり変わらない規模で予算措置をしたというふうに聞いております。それで、従来県の予算措置方法であれば、各市町から大規模の対象となる事業の要望受け付けを行って、その取りまとめを行った中で予算規模を決めていくというようなことを行っております。それで、県の当初予算の中では既に要望が上回っていたという経過もございます。県としては6月補正の中に大規模の補助金を上積みをするという動きを示していたわけですが、その中で、また東日本大震災、この要因を加えなければいけないという経過を県でも意識しまして、さらに上積みを図ろうということで、市町の行う大規模防災対策に対しては、できるだけ補助で

きる体制を整えたいというような県の対応だというふうに聞いております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 総務課でございます。

財産収入のみどり団地の売払収入の関係でございますけれども、これにつきましては、従前の、初めに求めました方たちにつきましては、事前に通知をさせていただいた後に、一般に売り払いのお知らせをしまして、今回1区画が売れたという状況でございます。

単価につきましては、鑑定評価と固定資産の評価額等を参考にいたしまして設定をいたしまして入札にかけたという、そういう状況でございます。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 10番、増田です。

了解しました。

次に、歳出の関係で、すべてのこの出された予算が急いでいるということであるという認識は持っておりますけれども、中でも説明の中で、本日議決をしたいというお話の中で、5ページにあります委託料が一番急いでいるのかなという思いがします。その委託料の2,653万4,000円について、本日でないと、本日議決をいただかないとスムーズにいかないというところの、緊急性のある説明を再度いただきたいと思います。できればスケジュールを教えてください。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 緊急性でございますけれども、東大地震研究所で都司先生とお話の中で、やっていただけるという了解をいただきました。それにつきまして、先ほども言いましたように、12月の防災訓練までには町民の皆様方にハザードマップを示したいという考えがございまして、遅くとも11月の中旬ごろまでには完成をしたいという中で、一日も早く契約を結んで町民に安全・安心を図りたいということで、初日の議決をお願いしたと、そういう状況でございます。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 住吉小学校の4階へ上る屋上の施設整備の関係でありますけれども、行政報告会の中で説明がありましたけれども、管理について、現在あるものを壊してまでもというお話が、ガラスを割って利用するというお話もありましたけれども、何かそういうことではなくて、もう少し合理的な管理方法が考えられることがないかどうか、担当課にお聞きをしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局でございます。

先だっの行政報告会で御説明させてもらったガラスを割ってということだと思いますけれども、それにつきましては、職員とか児童がいない夜中であるとか、非常事態のときでございます。住吉小学校につきましては、体育館側、要するに正門、昇降口のところで、それから中庭から避難された方につきましては、中庭のほうのガラス戸を、地域で、学校のほうとここのを1枚割って、そこから1人が入って、中からかぎを開けて避難された方を学校内へ誘導すると。それにつきまして、中の階段を4階まで上がりまして、3階の屋上に出ます。今回お願いしているのは、3階の屋上から4階の屋上へ上がる階段とフェンスでございます。

管理の面としましては、できれば人がいれば中側からかぎを開けるということで、もちろん我々もかぎを持っておりますので、それ相当なる対処は常に考えておりますけれども、本当に最終の最終の考えでガラスを割るということで御理解を願いたいと、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○10番（増田宏胤君） 了解。終わります。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 吉永です。

先ほど同僚議員から防災ラジオの件について話ございましたけれども、防災行政ラジオについては、今現在配布してあるものについては、安定性のある、底が3角形で広くて、上がつづまっているということでございますが、防災ラジオについてはメーカーがあると思います。焼津のほうの市内のやつは薄型で、弁当箱の型のものが立っているんですけども、そうすると倒れたりという状況がありますけれども、そういうときに、今回以前と同じの、我々に配布されているものと同じなものなのか、それともほかのメーカーがどういうものがあるということで、選定をされて継続してこのメーカーに頼んでいるのか。単価の面はどのぐらいなのかお聞きしたいと思います。

それと、電気もそんなにかからないんですけども、普段はLEDの電気がついていて。夜間でもどこにあるかわかるようになっていまして、普通にそのまま置いておけば、差し込んでおけば、同報無線と同じものが流れるわけで、電気料がそんなにかからないと思うんですけども、AM、FMを聞くようになるとまたそれは違うんじゃないかなと、こんなふうに思うんですけども、そういう機能についてはどのようなものか、そういう検討をしたのかしないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 総務課でございます。

防災ラジオにつきましては、以前からリズム時計工業株式会社、そのところが平成11年から静岡県内外の自治体で採用されておりますので、当町につきましても、先ほど吉永議員言いましたように、3角形の形のやつで、今回もそれを考えております。

装備につきましては、先ほど言いましたように、AM、FMラジオと、無線で入ります防災行政無線を受信する機能を設けた、通常のラジオに行政無線ラジオを受信する機能がついているラジオということでございます。

単価につきましては、うちのほうで発注する9,800台の個数で換算いたしまして、6,000円ちょっとで購入ができるのではないかとというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 非常に高価なものであって、感度のほうはかなり、そんなに悪くないなということですが、同報無線と同じいろいろな音量ができるわけですが、最近の部屋は結構ぴしりできているものですから、奥のほうの部屋に聞こえないということでもありますし、玄関横とかいろいろ各家庭でやっていると、さっき言われたように、なるべく電源を入れて、スローガンであります「少しでも早く、少しでも高く」ということで逃げるようなことは大変結構だと私は思っております。

今言われたように、メーカーは今までやられたメーカーということで、大変いいと思いま

すけれども、安定性もあっていいと私は認識しております。

それから、ハザードマップの関係につきましても、先般5月21日に県下一斉で吉田町も行ったわけですが、そのとき緊急避難ということで、住民の皆様方はアンケート調査ということにされたわけですが、それをどのように今回のこのハザードマップに生かしていくかということで、制作方法の中にも、津波の条件が各地区違うわけですが、川尻と住吉でも避難された方、住吉小学校へされた方、あるいは榛原病院のほうへ行かれた方といろいろ中身が違うと思うんですが、そのようなものを反映するにはどのような形でできるのか。前回の訓練を踏まえた上で、その辺をどの辺に落とし入れるのかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 今回のハザードマップ及び津波防災計画につきましては、地域の方たちの情報収集ということもコンサルのほうで考えておりますので、そういうものも踏まえた中で、数回開いた中で、そういうものも盛り込んだ計画書としていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○8番（吉永満栄君） 時期的。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 時期的には今のところ、先方と契約した後に計画を立てていきたいと思っております。

○8番（吉永満栄君） 了解。

○議長（八木 栄君） そのほか質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

そもそも、今回の補正を上げるに当たりまして、当局では、今回の東日本大震災における被害想定に鑑み、どれを優先順位でやっていくかということで、町長の所信表明にもあるように、想定外のことが起きたために想定をはっきりしなければ何もできないということであると思っておりますけれども、それに至る過程において、現状認識と把握ということはまず第一と考えますが、それ以外にもいろんなものを検討されたと思うんですが、今後当局においては、第2次、第3次の補正でさまざまな対策について上げてくるということは思っているわけなんですけれども、今後の日程とあわせてですね、町が考えている、委託して津波についてのハザードマップと計画を受けるに当たる前に、町当局で担当課としてもこういったことを検討しなければならないということはたくさん出たと思われまして。そういったことの中で、今回この住吉小学校と、防災ラジオと、マップ作成という委託の三つの大きな事業に絞られたと思うんですが、その過程にいたる経過を御説明願いたいと思っております。

というのは、きょうの静岡新聞でございますけれども、焼津市は津波対策ということで、電柱を活用した海拔表示を行いますよ。また、防災会議においては、学校に外階段をつけようということで、各自治会との話し合いの中でそういった動きもされているわけで、今回の6月補正で焼津市さんは行われていると。湖西市におきましては、雇用促進住宅が、国の施設ではございますけれども、我が町も民間に委託というか、雇用促進住居は変わったわけでございますけれども、これが国が容認すれば避難箇所になりますよという記事が、いろんなところからいろんな情報が出てくるわけで、対策についてはいろんなことが考えられると考えます。そういったものは、どのような形で今回協議されて、今回の上程で上げてきたかと

いうものについて、メニュー的なものが示されていないわけでありますから、我々としても今回これに絞って議決していいのか、これ以外にもっとあるんじゃないのかといったことの情報というものが少ないものですから、そういった意味も加えまして、町当局でどのようなことまで考えて、今回これを出したといったような御説明をお願いしたいと思います。

それと、2点目でございますけれども、私も想定をはっきりさせるということは一番最初で、防災の面からも非常に大切なことと思うわけでございますけれども、今回の都司先生と委託先の前回の行政報告会におきますと、都司先生は本当にお忙しい方で、テレビ何かでも新聞でも拝見するわけございまして、そういった方がなかなか時間を割いていただけないということで、助手の方に紹介を受けてパスコさんということで、売上高も調べましたところ、連結で420億円という国内外でも3本の指に入るぐらいの大きいところでございますけれども、今回うちの町の、確かに都司先生の御紹介で行ったかもしれませんが、都司先生との監修という形で、どのような形で今回の事業に携わっていただけるかと。せっかくやっていただけるのであれば、世界でも有名な方にやっていただけるのは町民にとって安心だと思われるものですから、その辺の関係というものがよくわかりませんのでお願いしたいと思いますし、またそれが本当にベストなのかということで、ほかの業者の方の調査等はやってあるかということも2点目で御確認したいと思います。

3点目ですけれども、先ほどから出ている防災ラジオの関係でございますけれども、平成20年の8月に、自治会を通じまして各世帯に防災ラジオのアンケートを取られたと思われまます。どのぐらいで希望されますかということで、私はそれを覚えているわけでございますけれども、町民の方からも、前回あのアンケートはどうなったんだということで、今回の選挙戦を通じましても町民の方から多くの意見をいただいております。今回無償配布となったことではございますけれども、前回アンケートを取った結果がどういった経過をたどって今回無償になったのか。東日本の震災の影響を見て、あれを見れば買っていただくなんてとんでもない話だ、とにかく皆さんに情報を早くするためということになったのか。ではなぜ20年8月にアンケートを取って、今までそれを実現しなかったのかっていうのは、それまでなかったからよかったんですけれども、もしあったら本当に大変なことになりますので、そのときに何でそこでペンディングにしてしまったかという説明がないものですから、その3点について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） まず、第1点目、全体にかかわることですので、私がお話ししたいと思います。

まず、3月11日起きた後、町民の皆さんが一様に持つ不安というのは、3月11日、東北を襲ったあの大きな津波の映像が、うちの町とダブルで重なってくることによって起きる不安に対して、端的に申し上げますと、あのような津波が来たときに、うちの町はどんな被害が生じますかということがまず基本的にあるわけございまして、それに対してこれまで何度もお話ししましたが、我々はそれに対する備え、データの意味においてですね、その説明する資料というものが、県はもちろんのことでございますけれども、35市町もまったく持っておりません。これは当然のことながら、これまで県が依拠してきた石橋説によるところの、東海地震の単独説に基づく第3次被害想定というものがそういうものだったからそうなるわけございまして、それはそれでやむを得なかったと思っております。

しかしながら、町民の皆さんが持った不安に対して、我々が説明するものがないと。今後住民の皆さんが抱くところのさまざまな要望であるとか、またある意味においては町の対策に対する苦情であるとか、そういうものに対して、やはり合理的に説明するためには、今申し上げたような、特にこの場合は三連動になりますけれども、これまでとは違った東海・東南海・南海の三連動による地震が起きた場合に、この町にどのような被害が生じるのかというものを持っていないというところから、まずもってそれが無い限りは対策を打てないというところから、そのようなものを打たなければならないということで、そこに絞った次第です。

それから、例のラジオにつきましては、これは当然のことながら通信手段の確保、それから、住吉小学校につきましては、何はともあれ、住吉という一番多数の人口を抱える地域において、住吉小学校の4階に避難所を設置するという形での、いわば町としての態度表明ということになります。それをもって全部終わったわけではなくて、まずもってそこに焦点を絞ると。

もう一点は、国に対する働きかけはもう当然行っておりますけれども、それに対して国のほうにも、うちの町はこのような形での地震の被害想定というものをやっておりますと。そういうふうな、いわば説明の際のインパクトを与える意味においても当然持っていなければならないと思って、まずそこに焦点を当ててやった次第でございます。当然のことながら、ほかにもさまざまなことがございますけれども、何はともあれこの3点でもって絞ったということでありますので、御理解賜りたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 都司先生の介してのパスコとの委託業務の関係でございますけれども、先生につきましては大変お忙しいという中でパスコの紹介をいただいたわけですが、先生の修士生が従事者として勤務しているパスコでしたら対応可能だよということいただき、先生からもパスコのほうへお話をさせていただく経緯の中で、パスコと契約をしたいということを申し上げた次第でございます。

先生につきましては、過去の既存資料の収集整理の結果をもとに、過去に来襲しました津波を対象とした現地での痕跡調査とか、それに伴います1854年の安政東海地震を言っていると思うんですけども、当町及びその周辺の津波の痕跡の位置及びそういうものを現地で見て調査をしたいということを言っておりますので、そういうものを踏まえまして、想定震源域の設定等を先生にさせていただきますので、そういう指導に基づいてパスコが先生の監修を得た後にハザードマップの作成に入っていくということを聞いておりますので、パスコと契約をしたいということでございます。

また、ラジオにつきましては、平成20年に防災ラジオのアンケートをしたわけですが、その結果をもとに、配布用という、有償について検討していた経緯がございますけれども、これにつきましては、議員おっしゃるように東日本大震災の結果を見まして、無償配布に踏み切ったと、そういうことでございます。

以上でございます。

○12番（藤田和寿君） あの、検討した内容が出なかったんですけども。三つ以外に。

○議長（八木 栄君） 最初の一つ目、町長の答弁ですね。これまでにどのような検討をされたか。これまでの経緯を説明してほしいということですけども。

はい、町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） それいちいち言わなければいけないのでしょうか。防潮堤の強化であるとか、津波避難タワーの設計であるとか、あらゆることを当然のことながらしましたけれども、それをすべて言わなければならないのですか。

○12番（藤田和寿君） 教えてもらいたいです。

○議長（八木 栄君） 説明できますか。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） だから、先ほど申し上げたように、3点に絞ったという次第でございます。

あと、津波堤の強化であるとか、防潮堤の強化であるとか、津波避難タワーの問題についてはもう具体的な案を持っておりますので、この週末、国に行って働きかけてまいりたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 藤田でございます。

説明のほう、ありがとうございました。優先順位っていうことでありますけれども、今の町長の御答弁でございますと、今後想定がされてからといたしますと、11月過ぎてから次の対応っていうのを図っていくのか、それとも逐次調査をする中で、新たなことがわかったところでまた補正対応をしていくのか、その辺の流れがよくわかりません。

というのは、今回、確かに住吉小学校は多数の人口を抱えるところでありますので、そこを第一に考えて、ほかをやらないということではなく、それを第一に考えて、町として瞬時に対応する表明であると言ったことではございますけれども、町民にとりまして、ほかの地域に住んでいらっしゃる方にとっても、どんな形をやっていくかというのは、非常に自分の安全・安心を確保する意味からも不安なところがございますので、そういった方々に安心感を与える意味からも、情報が出たときに逐次やっていくよということの表明は、やはりすべきではないかなと考える次第でございますので、その点について、再度御答弁をお願いしたいと思っております。

というのは、住吉小学校につきましては、今回1,000人規模の、約1,000人弱ですね、収容人数であるということですが、学校があったときということ、やはり児童が優先である。川尻会館も保育園が隣接されていまして、屋上にも避難できるような外階段が完備されているわけですが、園児が最優先であるよということで、住民の方が来たときのその辺の対応等を考えたときに、本当に今回の第1段ののろしであるよっていうことは確かにわかりますけれども、その過程が、新田にあります勤労者体育館とか、雇用促進住宅とか、県住とか、高い建物っていうのは町内にはいろいろあるわけでございまして、そういったものもあわせて調査をする予算を取っていかないと、それが決まってから調査を取ってやりますと、また時間が遅れてしまうのではないかと思いますか、そういった調査費が全然あがないものから、そういったことを今後、9月でやるのか、来月また補正があるのかわかりませんが、そういったものの明確な意思表示というものをお願いしたいなと思っておりますので、お願いします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 先ほどお話ししたことを議員は聞いていなかったのですか。津波ハザ

ードマップ等の作成依頼、途中でさまざまな情報が流れてきますので、当然のこのながらそれに応じてさまざまな対策を取っていきますと申し上げましたので、よく聞いていただきたい。

当然のことながら、すべてこれで終わりというわけではありません。一つ一つできるものについてはやっていくということに尽きると思っております。それ以外、別に返答することはないと思っておりますけれども、あらゆるものについて、調査費がどうのこうのというのは膨大な作業になりますし、膨大なお金になります。実際、うちの町もそんなお金は持っておりませんので、そんなことも考えていかなければならないと思っておりますので、御理解賜わればうれしく思います。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回の想定ですね、詳しいハザードマップでございますけれども、今町では洪水ハザードマップがあるわけで、これとの関係とか、第3次被害想定におけます被害想定というのは、県で吉田町地域防災計画の中に書かれているとおりの被害想定になっているわけですが、これはあくまでも東海地震だけでございまして、三連動につきましては今後調べるということでもありますけれども、担当課に聞くところによりますと、津波と液状化に特化したハザードマップであるよということであるものですから、せっかく今回そういった形で世界的にも権威のある先生の監修のもと、町がやるに当たりまして、東海とかそれ以外の被害想定が第3次被害想定に準じるようなところまで踏み込んでやるのですかということをお聞きしたところ、そこまではやらないよと、予算的にもかかるからやらないよということになったような話を聞いております。その辺のところ、津波ハザードマップという認識が、三連動の地震に対しまして、建物の倒壊から始まって、液状化が始まって、津波、さまざまなことに関してすべてのことを網羅するという認識でいたのですが、そうではないようなことも聞こえてきておりますので、その辺について明確な答えをお願いしたいと思っております。

というのは、税務課が持っている固定資産台帳に基づく吉田町の住宅の背景ですね、そういったものは航空写真で撮って、この町にはどのようなものが建っているよとか、道がどうなっているよというのはわかっていると思うんですけれども、今回のパスコさんがやる情報というのは、そういったものは使わないで、あくまでも第3次被害想定で動きました、今県のほうで上げてあります静岡県防災GIS情報閲覧ページにあります静岡県下の下の土盤の地質ですか、そういったものも含めたものと、町内で各工事をやったときにボーリングした情報なんかを提供してやるよと。それに基づいて研究機関のほうで、コンピューターのシミュレーションで今度三連動になった場合にどうなるかということでもありますので、上ものについては除かれていると思うんですか、私の認識ではそういった感覚でいるものですから、その辺について建物の倒壊等のこととか、それに基づく火災の発生というものまでも、この県の出している第3次想定はフォローしているわけですよ。今度町のほうは、あくまでも津波の波の強さ、洪水とか、それに限定したものであるものですから、本当にそれだけで、町民の、今回町長が言われている想定がないところでできないということですから、すべての想定というものは難しいかもしれませんけれども、一部に少し特化しすぎているのかなと思われるものですから、今回やるのであれば、そこまで見込んだ予算を少し取ってやるべきではないかなと思っておりますが、最後に御回答をお願いしたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 予算の話も出ておりますし、先ほど来お伺いしておりますまったく当町の財政ということ念頭に置いていただけないような御発言のように聞こえますのでちょっと申し上げますと、今回財政調整基金からの繰り入れをもって財源としなければいけなかったわけでございます。この財政調整基金、取り崩した結果どうなったかといいますと、議員さんは誰も聞いてくれなかったのですが、申し上げますと、この残りである9億3,100万程度しかなくなります。この財政調整基金、どのくらいあれば安心できるのかというのは決まったものはないわけですが、多ければ多いに越したことはないということで、絶えず財政サイドとしては10億は最低でも確保したいなど。できれば、それにより多く上積みをしていきたいというようなことで思っているわけですが、これで一たん災害でもあって、東北のあの状況を見ますと、国がすべて面倒を見てくれるかということ、そんなことはないですね。各市町がかなりのものを負担しなければいけないという状況にあるわけですが、安全・安心の中にはやはり財政的な安全・安心ということも、当然含まれているものだというふうに思っております。

そういう中でですね、当町が今どういう対策をとるべきかということは、執行部頭を痛めながら検討をしている中でございますが、海拔表示とかそういうこと、よそでやっていることは百も承知でございます。今度そうしたものについて、それじゃ海拔表示をして住民の方々がどこまで逃げればいいのかというそのもともとの、町民の皆さんがどこまで行けばいいのかということをお知らせに、海拔表示だけをやっても仕方がないというふうに我々は考えておまして、まずは町民の皆様方がどこまで逃げれば我々は安全なんだというふうに確認できるかという、そういう資料がなければ何もできないのではないかと。

それで、そうした中でも、今回の住吉小学校、それから防災ラジオというものは、何か起こった場合の、今できる、目に見える形で直接的に皆様方の安全を誘導できる最善の道であろうと。それと、防災ラジオについては、先ほど来町長も何度も申し上げておりますが、情報が確実に早く伝達されるということの有効性というのは、東日本大震災で大きく取り上げられているところがございますので、そうしたところを優先している。

それと、川尻地域については、すみれ保育園の改修の問題等もあるわけでございます。さまざまな事業を抱える中で、当町がどれだけの財源をどこへ振り向けられるかということをお察しながら事業決定をさせていただいているところがございますので、そうした点も踏まえて、議員の皆様方からこれが有効ではないかということがございましたら、御提案いただければありがたいというふうに思います。

それと、津波ハザードマップ、それから津波避難計画の委託でございますけれども、これにつきましては、議員さんのお考えですと、地震動によって倒壊される家屋までシミュレーションすべきではないかと、こういうようなことではないかというふうにお伺いしましたけれども、今回12.5メートルのメッシュで地震動、それから津波被害、そうしたものでシミュレーションをするというような委託仕様に仕上げようとしているわけですが、12.5メートルと言いますと、大体1軒の家がどこに入るかというのが大体わかるような状況の精度だというふうに思っております、これに個々の家屋の倒壊情報まで入れていくということになるとですね、各個々の住宅の構造とか、詳細データをすべて入力していかないと出てこなくなります。そうした個人情報まで用いたシミュレーションをしていくというのは、

非常に今の時点では難しいというふうに思っておりますし、経費的にもそこまで割いて仕上がりを求めるだけの必要性が、今のところあるのかというふうに思っております。

それで、基本的に町民の皆様方、我々も含めてですが、知りたいというのは、どの程度の津波だったら防潮堤が持ちこたえるんだろうかと。それから、防潮堤を乗り越えた津波というのがどこまで来るんだろうかと。それで、壊れた場合はどうなるんだと。我々はどこまで逃げればいいんだと。超えた場合に、どれだけの高さの避難タワーなり、避難場所があればいいんだと。こういうような、そういう基礎的なものだと思うんですね。そういうものをちゃんと想定できるように、今回資料収集をしたいというのが最初でございます。それによって、避難ビルをつくると言ってもただではできないわけですので、いろんな財源手当をしていかなければいけないと。また、独自にやるか、国・県の協力を仰ぎながらやるかということも、できれば国の支援を得たいということで町長は日々奔走しているわけでございますが、そうした苦労の中でこれを実現しようとしているという経過もございますので、ここで御紹介をさせていただきたいというふうに思います。

町の財政運営事業決定の基本的な考え方はこうしたものでございます。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 議長、4回目ですけれども。

○議長（八木 栄君） 最後ですね。12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今、財政部門の課長のほうから、財政を無視している質問だということで、非常に心外でございますけれども、全部あわせて、特別会計を含めて154億円の吉田町、十分承知をしているわけございまして、そうではなくて、貴重な財源を有効に投資するのをしっかりとこの場で議論しなければならないということで、あえて質問しているわけでございますので、誤解のないようお願いしたいと思います。

それで、そういった貴重な財源の中で、財源措置が取れないのであれば、一般会計、議決した内容ではございますけれども、それを執行停止してまでもやるべきではないかという議論までなると。本当にないものであれば、必要なものであれば、個別の事業について言うと差しさわりがありますので言いませんが、そういったものまで議論するべきではないかなと。当局のほうで無理であるのなら、我々のほうでも補正を考えても結構ですが、そういったところまでも議論した結果であるよといった説明であるならばわかるんですが、限られた予算しかないのにそんな無理なこと言っても困りますよというような答弁を聞きますと、そういったことまで検討されているかどうかというのは不明であるわけでございます。そういうようなことはないとは思いますが。

限られた財源を有効に措置するというところで、なぜ最初に、この今回挙げた事業だけなのですかということ聞いて町長から答弁をいただいて、最優先課題であると、それ以外にも今後やっていきますよということ聞いているものですから、安心しているわけでございますけれども、限られた財源の中でやることでありますので、有効な措置をやっていただけるということは十分確認しました。しかし、今後いろんなものがあつたときには、そういった組み替えなんかをしながらもやっていかなければならないと考えるわけありますので、お願いしたいなと思います。

それと、今企画課長の答弁の中で、堤防があつて、それを乗り越えたときにどのような被害があるかという、堤防を乗り越えた先には住宅や建物があるわけで、建物をシミュレーシ

ョンしなければ、建物はしないよという答弁をしながら、津波防潮堤を超えたときにどこのエリアまで浸水するかというのを調べるには、どこにどういう建物があるかということで、今回の東日本大震災でも、この建物があったからちょうどそれが防潮堤になって、このエリアは助かったよという形の実績もあるわけでございます。ということは、建物も把握したこの津波ハザードマップはあると、出てくると思うものですから、今回のこの建物に関しましても、同じ情報で、倒壊家屋のシミュレーション出ているわけでありまして、基本となるデータが同じもので出すのであって、私は出ると思うんですけども。精度はわかりませんが、まったくやらないというのではなくて、その辺のところは委託先についてもう少し念入りな打ち合わせをして、ベストなものを持っていけるような形での検討をされているとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの御質問でございますが、私が先ほど申し上げたのは、個々の家屋の倒壊するかしらないか、そうした詳細なデータ、そこまでのものは求める仕様には今のところ考えていないということございまして、すべての目に見えるようなものについてのは、当然想定の中に入れたシミュレーションになる、していただくつもりでありますので、そうした津波が防潮堤を乗り越えた状態でどういう被害想定があるかというのは、障害物等も視野に入れた中でのシミュレーションになってまいることは当然でございますので、その中でできるだけどういう精度でどこまでできるかということについては、今後協議を重ねながらできるだけ詳細なデータを得たいというふうに思っております。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の発言の中で、現行予算の組み替えの問題ですか、どうのこうのおっしゃられたんですけども、そのときに議員が個々のあれを挙げると差しさわりがありますと。議員、そこまでおっしゃるんでしたら、個々の予算科目を挙げておっしゃればよくわかるんですけどもね。議員、そういうのは卑怯じゃないですか。

例えば、今後いろいろ考えていくと、第4次総合計画の今期基本計画を策定するに当たって、当然のことながら町民からアンケート調査をしました。そのときの、町民が求めた三つ目の一番大きな問題は、町の財政の健全な運営なんです。要は、町の財政というのはそれ相当の担保を持っていなければ、いざという場合は出納できないということになっているわけですね。先ほど企画課長が10億と申しましたけれども、ずっと前に議員に申し上げたことがあると思いますけれども、20億はほしいと言ったことがあります。要は、20億ぐらいあれば、何とかいざという場合でも対応できますよと、こういうことなんです。これは確かな根拠があるわけではありませんけれども、東海地震が起きたときにも10億くらいはいるよと言われたことがあるものですから、10億は持っていないと厳しいよということなんです。

それで、議員がおっしゃられた、これから住民の皆様の安全・安心を守るためにあらゆることをやれと言った場合に、あらゆることはとてもじゃないけれども町の財政力ではできません。だから先ほど申し上げたように、当然のことながら国であるとか、県であるとか、そ

うというようなところをやっていくと。当然そのようなことは私の仕事でございますので、これまでも国に行ってまいりましたし、今度の週末にも行きますし、その後にもまいります。そういうふうな働きかけをしているときに、大事なことは町がどこまで、いわば本気でもって取り組んでいるかというふうなことをしなければ、大臣にだって話申し上げるときにインパクトないですよ。そういうことをよくよく理解していただきたい。

例えば、一番簡単なことを申し上げれば、一番いいのは防潮堤を20メートルぐらい上げればいいわけですよ。そのお金はどこにありますか。そういうことですよ。だから、町民の生命、財産を守るといわれる場合でも、町ではある限られたものしかできないということですね、よくよく理解してもらいたい。それで、できるものについては何とかやると。それ以外に、ほかに答えようがないですよ。何でもかんでも町民の生命、財産を守ると。例えば、東海・東南海・南海の三連動の地震が起きたことを考えてやれといった場合、できるものとできないものがあるということをよくよく考えていただきたい。

そして、現行予算の組み替えについては、議員がこういうのが必要だと、それなりの計算があつて、どうしてもこの予算科目は削れというんでしたら、議員みずからその予算科目を表示して言われるのが議員の責任ではないでしょうか。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 個別の予算に関しましては、今後、これからの必要が出たときにはそれ相応の議員の方々と相談しながら案を出していきたいと思っております。ただし、何でもかんでも要求しているわけではございません。誤解があるようですので言いますけれども、限られた予算の中で、最優先のベストを尽くしていただきたいということで確認をしているわけで、それが我々議会と思っておりますので、それに対して正当な答えをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） ベストは尽くしていると申し上げます。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） 田村総務課長、先ほどパスコについて、ほかの業者はだめか調べたかということで答弁いただいているんですけども。

田村町長。

○町長（田村典彦君） 都司先生からのお話でございますけれども、基本的に都司先生が津波被害等のハザードマップ作成には、パスコが一番技術的なものを持っていると。そして、なおかつ自分の教え子ですか、それが行っているんで、そういう意味での意思疎通が非常に楽であるという利点を挙げておりました。これまでのパスコの実績等を見れば、パスコというものが津波被害に対しては圧倒的に能力を持っているということがうかがえましたので、先生のお話もよく聞いて決定した次第でございます。

○議長（八木 栄君） よろしいですか。

ほかに質議はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） それでは質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お謀りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。御協力いただきましてありがとうございました。

次回は6月8日水曜日午前9時から総務文教常任委員会であります。よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 零時00分

開議 午前 9時00分

- 議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会第13日目でございます。
-

◎開議の宣告

- 議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

- 議長（八木 栄君） ここで、12番、藤田和寿君から発言を求められています。発言を許します。

12番、藤田和寿君。

- 12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿でございます。

去る6月2日の本会議におきまして、第30号議案 平成23年度一般会計補正予算（第1号）の質疑の際に、私が地方自治法第97条第2項及び第112条第1項のただし書きに反しまして、議員が予算議案を提出できるがごとき誤解を招く発言をいたしました。当然ながら、議員は議会の議決すべき事件のうち予算について議案の提出はできません。誤解を招く発言に対しまして陳謝いたします。

- 議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

- 町長（田村典彦君） 今の副議長である藤田議員の発言でございますけれども、誤解ではなくて間違っていたわけですから言葉を訂正していただきたい。

- 議長（八木 栄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

それでは、これより議会運営委員会を開きますので、議会運営委員会委員は第1会議室のほうへお集まりください。

休憩 午前 9時03分

再開 午前 9時23分

- 議長（八木 栄君） それでは暫時休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、12番、藤田和寿君に町長の発言に対するの答弁をお願いいたします。

12番、藤田和寿君。

- 12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿でございます。

先ほど発言した内容がしっかりしたのではなく、再度発言させていただきます。

12番、藤田和寿。6月2日の会議における第30号議案 平成23年度一般会計補正予算（第

1号)の質疑の際に、地方自治法第97条第2項及び第112条第1項のただし書きに反し、議員が予算議案を提出できるという間違った発言をいたしました。当然ながら、議員は議会の議決すべき事件のうち予算について議案の提出はできません。間違った発言をしたことに対し謝罪、陳謝いたします。

以上です。

○議長(八木 栄君) 町長、田村典彦君。

○町長(田村典彦君) 今のお言葉ですけれども、足りないんじゃないでしょうか。なぜ私がこのようなことを言うかということ、前の議会で八木宣和議員が、監査委員は利害を調整する権限というふうな発言をして天下の笑い物になりました。はっきり申し上げれば、総務省は一体この町はどうなっているんだと、そういうようなことになりました。

今回、藤田議員が議会には予算調整と提案権があるというふうなこと、また組み替えすらもできると、一たん議決された予算に対して組み替えすらもできると、場合によっては予算執行すらも停止を求めることができるというふうな、まさに自治法で規定されている権限について全く逸脱というよりも、まさに無法な発言をされました。それについて、当然のことながら間違っているわけですから、間違っていることをちゃんと明白にした上で発言を撤回し、陳謝するというのが筋ではないでしょうか。

○議長(八木 栄君) 12番、藤田和寿君。

○12番(藤田和寿君) 12番、藤田でございます。

発言の内容につきまして間違った発言もありますので、最終日に取り消し動議を出したいと考えております。取り消し動議を議長のほうに提出したいと考えております。

以上です。

◎議事日程の報告

○議長(八木 栄君) それでは、会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長(八木 栄君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長(八木 栄君) 12番、藤田和寿君。

〔12番 藤田和寿君登壇〕

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿。

私は、さきに一般質問通告書で通告いたしました質問事項「3・11、その時まちは」について、町長、教育長に質問を行い、答弁を求めます。

3月11日午後2時46分、日本列島を襲ったマグニチュード9.0の想定外で千年に一度と言われている巨大地震は、プレート境界型地震でした。その後に発生した津波は東日本に甚大な被害を与えました。被災された方々に対し謹んでお見舞いを申し上げます。

私は、12年ぶりに行いました吉田町議会選挙を通じ、安全・安心の確保への町民の皆様方の強い思いを感じ、選挙後の4月29日から仙台市、名取市、石巻市、南三陸町など被災地を回ってきました。実際に見る津波のつめ跡はすさまじく、言葉を失う甚大な被害状況でございました。しかし、昼夜を問わず復旧に尽力されている関係の方々や多くのボランティアの活動など全国からの支援を受け、着実に一步一步動き出している姿も確認できました。一日も早い復興を心より祈念するとともに、改めて平穏な日常の暮らしの価値に対して感謝するところでございます。

さて、町は地震など大規模な災害が発生したときやおそれがあるとき、対策本部が設置されます。震災後3カ月がたとうとしている今、さまざまな検証がなされていると考えます。そこで、地震発生、そのとき町がとった対応などについて、以下お伺いいたします。

1、吉田町地域防災計画には、津波からの避難対策として被害を防止、軽減するための措置をとるとされております。具体的には、津波警報が発表された場合には町長は直ちに住民、漁民、公安関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難の勧告、また指示を伝達するなどの必要な措置をとるとなっております。

私は、今回の措置として災害対策基本法にのっとり発令することも一案としてはあったと考えます。14時46分に地震が発生し、静岡県における津波情報として14時49分に津波注意報が発令され、15時30分に津波警報、そして16時8分には大津波警報と切りかわり発表されました。近隣ではそれぞれの対応を図りました。焼津市は津波警報を受けてから、牧之原市・御前崎市においては大津波警報を受けてから、それぞれ避難勧告を発令しました。遠く離れた沖縄県でも津波警報に対応し、34の市町で避難指示・勧告が発令されたとの新聞報道でした。

そこで、発令しなかった我が町では対策本部内においてどのような過程で決定したのか、お伺いいたします。

2、地震発生後、注意報や警報がJ-ALERTの自動放送で同報されました。そのとき、保育園児、小学生、中学生、高齢者、障害者など災害弱者に対する町の対応状況をお伺いいたします。

3、大津波警報の発令を受け、住吉小学校と中央小学校で避難所開設の準備をされ、住吉小学校には10名の方が自主的に避難されたと伺っております。各自主防災会との連携についてお伺いいたします。

最後に、我が町の3・11への対応を検証した結果として、課題と対策についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 答弁に入る前に、ここに議員の皆さんがおられますので、とりわけ議運の方々をお願いしたいことがございます。

藤田議員の質問でございますけれども「3・11、その時まちは」、こういうような質問というものは基本的にはあり得ないわけです。例えば、3・11、そのとき町がとった避難勧告を出さなかった是非についてとか、そういうふうな一般質問のタイトルをすべきであって、「3・11、その時まちは」これは小説の題でございますね。議会運営委員会というものは、芥川賞や直木賞の選考委員会ではありません。当然のことながら、この町の重大な問題について一般質問の是非を問うわけですから、「3・11、その時まちは」というような形の小説のようなタイトルを認めることは、ぜひとも今後やめていただきたい。当然のことながら、総務課長から議会の事務局長のほうにそのような申し入れをしておきましたので、今後検討していただきたい。

それから、藤田議員の質問でございますけれども、事実をよく理解していない。3・11のときに吉田町は災害対策本部を設置しておりません。それから、津波警報と津波注意報と津波情報とは全く違っておりますので、その辺の用語についても的確な調査の上、発言をしていただきたい。それと同時に、議員はよく、町長等の処置について最終的には議会としてのチェックとよく言われますので、ぜひとも、再質問のときになろうかと思っておりますけれども、私が避難勧告、または避難指示を出さなかった、その適切か否かについて、その是非についてぜひとも議員から発言を賜りたいと、こんなふうに思っています。

それでは答弁に入ります。

「3・11、その時まちは」のうち1点目の、「吉田町地域防災計画には津波から避難対策として被害を防止、軽減するための措置をとるとされています。具体的に津波警報が発表された場合には、町長は直ちに、住民、漁業、港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難の勧告、または指示を伝達するなどの必要な措置をとるとなっています。私は、今回の措置として災害対策基本法にのっとり発令することも一案としてあったと考えます。14時46分に地震が発生し、静岡県における津波情報として14時49分に津波注意報が発令され、15時30分に津波警報、そして16時8分に大津波警報と切りかわり発表されました。近隣市ではそれぞれの対応を図りました。焼津市は津波警報を受けてから、牧之原市・御前崎市は大津波警報を受けてから、それぞれ対象地域に対して避難勧告を発令しました。遠く離れた沖縄県でも津波警報に対応し、34市町で避難指示・勧告が発令されたとの報道でした。そこで、発令しなかった我が町では、対策本部内においてどのような過程で決定したのか伺います」についてお答えします。

今回の東日本大震災では、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、地震の震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500キロメートル、東西約200キロメートルの広範囲に及んだ巨大地震であり、これにより発生した大津波で東北地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらすとともに、大量の放射性物質の放出を伴う重大な東京電力福島第一原子力発電所事故に発展してしまいました。

6月1日付の警察庁広報資料によれば、この未曾有の大震災による死者・行方不明者は2万3,000人を超え、全壊した建物は10万7,000戸を数えております。また、現在でも全国の

2,490カ所で10万人を超える被災者の方々が避難生活を強いられております。

まずは、このたびの東日本大震災におきまして犠牲になられた方々の御冥福をお祈りし、甚大な被害に遭われました方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復興をお祈り申し上げます次第でございます。

さて、地震発生当日の当町における対応といたしましては、午後2時46分の地震発生の後、午後2時49分に津波警報が発表されたため、災害時等の初動活動マニュアルに基づき一部職員による情報収集配備態勢に入りました。午後3時30分に津波警報が発令されたため、情報収集配備態勢から事前配備態勢に移行し、情報収集、連絡活動及び警戒活動に当たるとともに、事態の推移に伴い速やかに対策本部を設置できる態勢を整え、警戒に当たったところでございます。

この災害時等の初動活動マニュアルとは、職員が災害時に迅速かつ適切な初動活動を展開するための配備体制と、その基準などを示すことで、職員全員が共通の認識のもと初動活動の基本的な指針をマニュアル化したものでございます。

さて、津波避難勧告を発令しなかった経緯でございますが、詳しくは「広報よしだ」6月号の「町長からのメッセージ」をお読みいただきたいと思いますが、まず、吉田町における津波防御対策としまして、住吉海岸の西端から吉田漁港西側までと、吉田漁港東側から川尻海岸の東端までは高さ6.2メートルの防潮堤が整備され、吉田漁港を取り囲むように高さ6.0メートルの津波堤と陸閘が整備をされており、吉田漁港に流れ込む湯日川と大幡川には水門が整備されていることに加え、今回の東日本大震災は三陸沖から茨城県沖にまたがる海域を震源域とする地震で、想定されている東海地震とは別個のものであり、当町では震度3を感知したものの、この揺れによる防潮堤等への構造的な影響を考慮する必要はございませんでした。さらに、陸閘及び水門も閉鎖いたしました。それゆえに、今回の地震に関しては、単に津波に対して、当町の防潮堤などの備えで大丈夫か否かの判断が求められたわけでございます。

午後3時30分に発令された津波警報の津波高は高いところで2メートル程度、午後4時8分発令の大津波警報から1分後に発表された気象庁の津波情報によれば、予想される津波の高さは最大で3メートルというものでございました。その後、県内9カ所の潮位観測地点の情報を確認するとともに、津波・高潮防災ステーションの監視カメラで吉田漁港内の状況や湯日川、大幡川の水門付近の状況も確認したところでございます。

このように、津波防御対策の客観的事実と津波に対する情報を収集した上で総合的に判断したとき、今回予想された津波は当町の防潮堤などで完全に防御できると判断し、午後4時15分の時点で避難勧告を出す必要はないと決断をした次第でございます。

次に、第2点目の「地震発生後、注意報や警報がJ-ALERTの自動放送で同報された。そのとき、保育園児、小学生、中学生、高齢者、障害者など弱者に対する町の対応状況を伺います」についてお答えします。

まず、保育園における対応ですが、地震発生時には一斉放送で全園児に知らせるとともに、昼寝中の園児は起こしてふとんをかぶせた上で部屋の中央に集め、外遊びをしていた園児につきましては園庭の中央に集めて、地震の揺れがおさまるのを待っておりました。地震の揺れが落ちついた時点で身支度を整え、防災頭巾をかぶり全園児を1部屋に集めて、テレビやラジオの情報を聞きながら待機をしておりました。これとあわせて、保護者に対して電話連

絡をするとともに、迎えにまいりました保護者から順次園児の引き渡しを行ったところでございます。

また、小学生はほとんどが下校途中や学校に残っている児童が多かったため、1年生から3年生までの学童保育を行っている放課後児童クラブにおきましては、来所している児童を1カ所に集め、地震の揺れがおさまるのを待っておりました。保護者からの電話での問い合わせはあったものの特に混乱はなく、通常の保育を行い、保護者からの迎えはふだんと変わらない状況でございました。

総合障害者自立支援施設「あつまりーナ」に通所している障害者のうち、ワークセンターさくら及びマーガレットで作業をしていた利用者につきましては、各部屋において地震の揺れがおさまるのを指導員とともに待ち、その後通常の日中活動に戻り、津波警報が発令されたころには保護者への引き渡しや送迎を終えたと聞いております。

高齢者につきましては、地震の発生が平日の昼間であったことから、災害時に支援が必要と思われる方の多くがデイサービスやショートステイ等を利用中であったと思われまます。こうした高齢者の施設における対応でございますが、静岡県の高齢者福祉施設における災害対応マニュアルが指針として各施設に配布されており、その中で所在地の市町への連絡がルール化されております。

所在市町への連絡が必要な場合は、施設の所在市町内で震度5強以上、または県内で震度6弱以上の大規模な地震か、地震による被害があった場合でございます。3月11日の地震では該当しなかったため町への連絡はございませんでした。連絡がないことを確認後、関係全施設に当町から連絡をとり異常のないことを再確認し、後日、施設ごとに定められたマニュアルに基づき対応したことを確認いたしました。

また、当町のひとり暮らし高齢者等緊急通報システムや社会福祉協議会のひとり暮らし老人緊急通報装置設置事業を利用されている在宅の高齢者87人につきましては、災害時の緊急時に当町または社会福祉協議会へ通報することとなっておりますが、当日は通報がなかったことを確認しております。

なお、小学生・中学生への対応状況につきましては、後ほど教育長からお答えさせます。

次に、3点目の「大津波警報の発令を受け、住吉小学校と中央小学校で避難所開設の準備をされ、住吉小学校へ10人の方が自主避難された」と伺った。各自主防災会との連携状況について伺います」についてお答えします。

町としましては、災害対策本部を設置しなかったものの、事前配備態勢の状況で警戒に当たっております。こうした中、海岸線を有する住吉区及び川尻区の自治会長が、自主避難される方々のための避難所の開設など今後の対応を確認するために来庁されました。その際に、当町からも情報の共有をお願いいたしました。また、発災当日と翌日は自治会館等で待機していただき、情報収集や状況報告など連携を図ったところでございます。

自主防災会は、日ごろから地域内の安全点検や住民への防災意識の普及・啓発、防災訓練の実施など地震被害に対する備えを行うとともに、実際に発災した場合は被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っていただいておりますので、当町といたしましても災害時には地区本部となる自治会を通じて、各自主防災会ともさらなる連携強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の「我が町の3・11への対応を検証した結果として、課題と対策について伺

います」についてお答えします。

今議会定例会初日の所信表明で述べさせていただきましたとおり、きょうまで想定東海地震における津波防災対策としての備えを築いてまいりましたが、東日本大震災の甚大な被害状況から、当町の防災機能を再点検しましたところ、防潮堤や津波堤の波力や地震動に対する耐久力につきましては確信を持てるデータがなく、町民の皆様の説明できる客観的な資料がほとんどない状況であることを痛感いたしました。町民の皆様の安全を第一に考え、でき得る限りの対策を考えたとき、まずは早急に生命と財産を守るための備えの程度を想定して着実な対策をほどこすとともに、実情を公表することで当町の防災力の現状認識を深めてもらうことが必要であると思った次第でございます。

津波ハザードマップと津波避難計画の策定、住吉小学校への避難階段の設置につきましては早急に取りかかる所存でございますが、防災講演会につきましては7月16日の土曜日に東京大学地震研究所・都司理学博士を講師にお招きし、御講演をお願いいたたく予定でありますので、こうした機会をとらえ、町民の皆様の防災知識の向上と防災意識の高揚を図ってまいり所存でございます。

なお、議員にお伺いしたいのでございますけれども、当町以外で沿岸部を有する市町の首長の方々は避難勧告、または避難指示を出されたわけでございますけれども、その理由等についてお聞きしたことはございますか。ぜひとも、それらのことについてお聞きした上で質問していただければ、さらに質問が意味があるのではないかと、そんなふうに思っています。

○議長（八木 栄君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 2点目の、「地震発生後、注意報や警報がJ－ALERTの自動放送で同報された。そのとき保育園児、小学生、中学生、高齢者、障害者など弱者に対する町の対応状況を伺います」のうち、教育委員会が所管する小・中学校の児童・生徒への対応状況についてお答えします。

お答えする前に一言申し上げますけれども、私たちは児童・生徒はもちろんでありますけれども、高齢者——私も高齢者でありますけれども、それから体の一部に障害を持つ方々に対して弱者とか、あるいは社会的弱者とかいう言い方はしておりませんので、念のため申し添えておきます。

さて、文部科学省が平成23年6月1日午前8時に報道発表した「東日本大震災による被害情報について」によりますと、文部科学省において把握できた同省関係の公立・私立を含めた諸学校における教職員を含む児童・生徒等の被害状況は、死亡が596人、負傷が243人、このほか安否未確認者も含めた行方不明者が131人とのことです。このデータからも、東日本大震災の惨状に改めて震撼させられます。

お亡くなりになった多くの方々に心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。

さて、地震が発生した午後2時46分ごろの町内小・中学校の状況でございますが、まず小学校におきましては、既に児童は下校していたり下校途中であったり、帰りの会の最中などまちまちでございました。それぞれの小学校で在籍していた中・高学年の児童には地震発生後直ちに校内放送で机の下に入るよう指示を出すとともに、テレビをつけ情報収集を行いました。午後2時49分に津波注意報が発令されたため、各小学校では教育委員会の現状報告と今後の対応を打ち合わせ、校舎に残っていた児童には海や川に近づかないようなど指導し

て帰宅させています。

なお、教育委員会からは、教職員には安全確認のため学区内を巡視するよう指示を出しており、また、学校により時間帯はまちまちでございますが、教職員が手分けをして校舎施設の点検なども行っています。

次に、中学校の状況ですが、当日は平常日課でしたが部活動のない日でした。ほとんどの学級では帰りの会の最中で生徒は教室におりました。地震が発生すると、学級担任は慌てないで机の下に入るよう指示を出しております。また、職員室のテレビをつけ情報収集をするとともに、校内放送で、ただいまの地震は東北地方で起こった地震であり教室で待機するように伝えております。午後2時49分に津波注意報が発令され、テレビから得た情報なども参考に、校内放送において地震の規模が震度3であったこと、震源地は東北地方であり落ちついて行動することを生徒に伝えるとともに海には近づかないように注意し、気をつけて下校することを指示しています。

なお、校長、教頭、教務主任の3者で、中学校が避難所になった場合の対応の確認、土曜日・日曜日の部活動について、警報が継続している状態では実施しないなど確認しています。

以上が地震発生当日の対応状況でございます。

教育委員会では、毎月初旬に定例の町内校長会を開催しており、この会議において各小・中学校長から教育計画の報告を受けるとともに、教育委員会からの報告事項などを伝えております。この会議において、平時から児童・生徒の安全対策につきましては万全を期するように指示をいたしているところでありますが、4月5日開設されました町内校長会におきまして、これまで予知型・突発型の地震対策においては各小・中学校において防災計画等は練られておりましたが、このたびの東日本大震災を機に教育委員会では町内小・中学校の防災計画の見直しが必要であると考え、特に津波に特化した対応について具体的なものとするため、5月20日に町内小・中学校の教頭及び防災担当を集めて町内小・中学校防災担当者連絡会を開催し、教育委員会で作成した「大津波警報、津波警報発令時における児童・生徒の対応について」を検討し、改訂版を作成しました。

この改訂版は、5月31日に開催された教育委員会定例会に報告し、6月3日開催の町内校長会において周知を図りました。教育委員会といたしましては、基本的な方針を早急に取りまとめましたが、国・県の大きな流れを注視しつつ、今後策定される町の津波避難計画を参考に、より安心で安全な仕組みづくりに心がけたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましても御理解を賜りたく、お願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（八木 栄君） それでは、再質問がありましたらお願いいたします。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番の藤田でございます。それでは、再質問させていただきます。

まず、冒頭町長のほうから、テーマが直木賞等のテーマではないかという御発言がありましたが、私の質問、大見出しがありまして1から4まであるわけで、それが全部つながっておりますので、やはりこの一般質問でどれだけの皆様方に関心を持っていただくということも、一つの議員としての務めではないかなと思います。内容について十分わかるようなテーマでございますし、今3・11といった言葉を発しまして御理解されない方が全世界に何人いるんでしょうかね。そういったことからいきますと、3・11という言葉がつながる言葉とい

うことは非常にあると思ひまして、私は質問のテーマとさせていただきますので、議運について先ほど町長からお話があったとおり、不適切であるようでしたら、また御指導賜りたいと思ひます。

それでは、再質問のほうに移りたいと思ひます。

まず、再質問に入る前に再度確認したいと思うんですが、避難勧告と避難指示ということがうたわれているわけございまして、その解釈というものが町民の方々に正確に伝わっていないんですね。というのは、今回福島原発でさまざまな措置がされているわけございましてけれども、避難勧告と聞きますと強制的にそこにはいけないんだと、撤去しなきゃいけないのか、指示といったことなんですけれども、調べますと、避難勧告は居住者に対し立ち退きを勧め促すものですと、避難を強制するものではございませんというようにくだりがあるわけで、その避難勧告という言葉が、避難勧告を出さなかったということよりも避難勧告というイメージが今回の東日本大震災におきまして、町民の方々にとりましてその認識というものがわからないため、私もいろんなところで、何で吉田町だけということでありませぬ。

ですから、これは出したことはあくまでも町民の方々に自己判断でもらうんですけれども、町としては避難したほうがよろしいですよという認識なのか、その辺のところの説明がないというのはどうなのかなと思うんですが、避難勧告、避難指示について再度、私の言ったことも間違っていると困りますので、冒頭確認したいんですが、お願いします。

○議長（八木 栄君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 総務課でございます。

今、議員おっしゃられましたように、避難勧告につきましては立ち退きを強制するものではないということによろしいと思ひます。

指示につきましては、災害対策基本法の第60条で言うております、居住者、滞在者、その他の者に対し避難のための立ち退きにつきましては、避難のための立ち退きを指示することができる、という解釈でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

今、田村総務課長がお話ししたとおり強制力はないんですよ。あくまでも、このことは皆様に周知を喚起して、自助・公助とありますけれども、やはり自助で、自分たちで自分たちの命を守っていただきたいということでの発令になるんですが、それがしっかりと町民の方々に伝わってないために、私は今回、何で3カ月たった6月の定例会におきまして、町長は5月の広報にもしっかりと書かれている。私の質問を受けてからかどうかは知りませんが、6月の「町長からのメッセージ」でも細かく書かれているんですよ。

でも、何でそういうことをやられているかという疑問というんですかね。というのは、各自治会の総会におきまして、町長は今回の避難勧告を出さなかったことはこういった理由で出さないということは、この同じ内容を詳しく述べていらっしゃいます。また、5月21日におきまして緊急津波避難訓練においても、町長は住吉小学校のグラウンドで、ハンドマイクでそのようなお話をされたんですけども、でも、町内でいまだに何で出さなかったんだろうというのがわかってないというところは、やはりこの避難勧告というものがどういったものなんですよというのが、やはり町民としますと町が全部守っていただけるといったよう

な思いがあるわけで、それに対して自分の命を町に託すからには、町がしっかりと判断をしてもらいたいよと——判断をしてないということになるとちょっと困りますので、しっかりと対応を望んでいると、町民の方々は委任をされていると思うんですね。

そういった意味からも、やはり避難勧告・指示というものの意味合いをはっきり、ずっと資料的なものを見ておるんですけれども、残念ながらそういったものが、町のホームページで避難勧告・避難指示ということを検索しましても出ません。しかしながら、出ている市町もあるわけですね。避難勧告・避難指示はこういうことですよと、町民の方々はしっかりと自分のことは守ってくださいということが出ているところもあるんですから、そういうふうに考えたんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） まず1点、議員に訂正をしてもらいたいことがございます。避難勧告と避難指示につきましてはできる規定でございまして、罰則規定はございませんので、強制力はありません。わかってますよね。

それから、避難勧告とか避難指示、議員は今回のことが起きたから知ったんでしょう。それ以前に知っていましたか、知らなかったでしょう。大半の方は知らないんです、そういうことは具体的に。それで、町民の方から、なぜ吉田町では津波の避難勧告が出なかったのかという背景は、客観的な事柄から申し上げると当日のテレビのテロップですね、それぞれの町がどんどん出て吉田町は出なかったと。それと表裏一体のものとして東日本大震災のときの津波の映像がダブっていますね。だから、東日本大震災のときの津波の映像と、ほかの町が出したにもかかわらず吉田町は出さなかったと、その特異性を町民の方々は恐らく感じて、避難勧告を出さなかったことについて疑問に思われたんじゃないでしょうか。

だから、議員さんはここにたくさんおられますけれども、避難勧告とか避難指示、例えば吉田町の防災計画を隅から隅まで御存じの方はおりますか、いないはずですよ。普通、生活している方はそういう緊急時であるとか非常時であるとか、例えば、単純な話、武力等に対する問題がございましてね。それはまさかあるとは思っていませんよね。だから、非常時の事柄について普通の生活をしている方々は余り考えてはいないということです。

今回の東日本大震災というものが日本で起きたということ、また、甚大なものであったということ。それから、ほかの市町が出したけれども吉田町は出さなかったという、その特異性について恐らく町民の方々は考えたんじゃないでしょうか。

例えば、議員に申し上げることでございせんが、今までにたくさんございましたね。二、三年前のインドネシアでもございました。何十万という方が亡くなりました。しかし、それでも別にこの町からだれも申し出たことはございせんよね。それから、チリ津波、これは津波警報が出たんですけれども、このときもどなたも言いませんよね。ということは、今回の東日本大震災というものは、重ねて申し上げますけれども日本で起きたということ。それから、被害が甚大であったこと、それが映像として刻々流されたこと。それから、ほかの市町の首長の方々は避難勧告、避難指示を出したんだけど、吉田町の町長だけは出さなかった。その特異性じゃなかったでしょうか。

だから、先ほど議員に申し上げたことも、議員がその質問をさらに精密なものにするためには、ほかの市町の首長がどうして出したのか、それを聞いてから出さないと私の判断との差が際立ってよくおわかりになると思うんです。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

できる規定とか、そんな形で確かにそのことはあると思いますが、私が今ここで総務課長に質問して、総務課長は防災の——最高責任者は町長であります、それに代替する安全監という形での立場であるんですが、今見ているとおりの形で非常時のことでありますので、今後はそういうことはないと思います。

この避難指示の関係ですけれども、町長、本当に詳しく広報等を書いていただいているんですけれども、確かに、今回東海で起きた地震じゃないために、堤防は地震によって崩れることはないということはわかります。向こうで起きていて、気象庁の発表は3メートルということであるんですけれども、ここで避難勧告・避難指示と違って、先ほど私、災害弱者ということをやったんですが、実際には今町では、災害に対する弱い方々に対しましてはアンケート等々をとって行っているわけなんですけれども、やはりすぐに対応できる方々はよろしいかと思うんですが、災害時要救護者という形での対応もされているわけで、私としては今回の理由づけというんですかね、情報がどのような形で町民に伝わったかと。

確かに、町長言われるようにテレビのところにテロップで、私も見ましたし皆さんも見たと思うんですけれども吉田町だけないということで、実際に最大波0.8メートルが焼津に来たのが16時10分ということですが、吉田町の判断は16時15分に避難勧告を出す必要がないと判断したわけでございます。5分間で判断されたということでございますので、遅いということはないと思うんであれですが、でも、実際自然の動きというものは、焼津で最大波が0.8メートルですけれども、その5分前に大津波警報が出されたと同時に、9分ですので1分後には最大波が来ている。御前崎におきましてはもう少し遅いということで、これは自然のメカニズムはわかりませんが、あそこで起きたからということで、確かに東日本で起きて3メートル以内ということであるんですが、やはり万が一ということ。

確かに第3次想定で堤防で守られてはいるんですけれども、これはあくまでも東海沖で起きた第3次想定でございまして震源域が違うわけで、500キロにわたって大きくずれた東日本から関東地方とそもそも想定が違うわけで、第3次の東海沖で起こる地震の津波では6.2で4メートルであるから大丈夫だというのは、確かに東海沖で起きた場合だったらその理論が通じると思うんですが、東日本で起きたときには想定が違うわけですね、波の動きというものがわからないわけで。というのはなぜかということ、昭和何年かに起きたチリ沖地震で地球の南半球で起きたチリの地震が南三陸で大きな被害があったわけで……

〔「昭和35年」の声あり〕

○12番（藤田和寿君） 失礼しました。昭和35年に起きたチリ沖地震ではそういった被害があったということで、自然の動きというのは予知できないわけで、避難勧告を出したからということで町長に対してどうのこうじゃなくて、やはり避難勧告を出さないまでも避難準備——これは町には出てないんですけれども避難準備情報、先ほど情報という言葉がちょっとあったんですけれども、避難情報的なことで該当する——該当するというと大変恐縮なんですけれども、今第3次で被害が予想される地域の方に、堤防がしっかりしている、防潮堤がしっかりしている、大丈夫ですけれども、万が一ということがございますので十分注意してくださいというような広報とか、そういったものはされたんでしょうかね。

というのは、焼津で1分後に起きて、御前崎市で最大波が、第二波だと思いますが1時間

後に起きている。1時間十何分後に起きているということで、メカニズムがわからないということもあると思われるんですが、そういったことに対して、避難勧告は出さないけれども、それにかわる何かほかの手だてはされたのかということを確認したいと思いますが、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 同報無線等の周知はしてなかったですけども、担当職員によります海岸での監視ですね。それとか災害防災ステーションの、先ほど言いましたようにカメラ等で遠方監視をしておりました。それらにつきましては、産業課の職員と港の等でやったような状況でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

先ほど、後から平野議員が自治会のことを聞くものですからあれですが、住吉区においては町内会長の方々が皆さん集まっていたいて、今回避難勧告を出さないよということを自治会を通じてお話しされたということ、又聞きだものですから聞いておるんですけども、そういったことは実際に行ったかどうかちょっと聞きたいんですが、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 質問の趣旨がちょっとわからないですけども、わかりやすく。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 実際に自主防災組織の役員の方々に、町としての考え、今回避難勧告を出さないよと、こういうことで安全ですということをその時点で、自主防を立ち上げたときにアナウンスされたということを知っているものですから、それが広報で出てこないものですからどうなのかなと、そういったアナウンスがなかったのであれば私が聞き間違いとか調べ間違いということがありますが、それを確認したいんですよ。

ですから、自主防の方々が対策本部というんですかね、ことを事前にされて避難所開設準備をされているところでもございますけれども、町としては、これが準備したのが16時15分でございますので、避難勧告を出さないという決断したときと同じ時間帯であるので、準備はしていただくにしても、町としては大丈夫ですよということをお話しされたのかどうかということを確認したいんですが。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 出さないということは大丈夫ということと同様でございますので。

○12番（藤田和寿君） すみません。聞こえなかった、最後。

○町長（田村典彦君） 詳しく御説明すれば、避難勧告を出すということは、危ないから避難をしてくださいよというお願いですよ。議員も先ほどから常にそこに突いてくるんですけども、ほかの町の、いわば避難勧告であるとか、避難指示を出された市町の首長は、その町が危ないよという判断をされて、その弱いトーンとして避難勧告をされたわけでございますね。

私の場合は、先ほど申し上げましたように、私の判断は防潮堤の物理的な耐久力についての判断だけが今回の場合問われたというふうなことで、別に問題ありません。津波対策の構造物の物理的な問題に関して、今回の東日本大震災によって起こるところの津波に対しては我が町はブロックできますよという判断をいたして、避難勧告を出さなかったわけですか

ら、それが即大丈夫だということではないでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、今の質問ね。そういう判断して自主防災とか自治会の方にそういうことを伝えて、今回避難勧告を出しませんよという説明をしたと聞いたけれども、そういう事実があったかどうかということのを再質問で聞いていると思いますので、その辺の事実があったかどうか答えてください。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員にお聞きしたいんですけども、一々細部にわたって私が判断したことについて、自主防災会の方にお伝えしなければならぬいんでしょうか。それと同時に申し上げれば、私の記憶でございますけれども、私が自主防災会の方に申し上げた記憶はありません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） はい、わかりました。そういった話があったものですから、町長のほうからそういった形で、我が町は安全ですよという形で、その方々にお話しされたということならよかったなと思ったものですから確認したまででございます。

今回の地震を受けて、本当にいろんなところで対策をされているわけで、今回私の質問の中でしたことによって、今町の中に広報されて以外にも保育園とか小学校、中学校、あと障害者の方々に対しましてもそれ相応の対応を町がされてということのを、今回質問することによってオープンになったわけでございますので、一般質問の内容が「3・11、その時まちには」ということでは云々というお話もありましたけれども、やはり、こういったことは私、議員としてやることは務めだと考えております。

よくたびたび町長のほうは、すべてを明らかにしなきゃならないのかとよく言われますが、やはり我々としては正しいことをやっていただいているということのはわかります。わかりませんが、その意思決定の過程においてどのようなことがされたのかということのを、やはり確認する責務が私はあると思います。結果論でなくて途中経過も確認したいと思うんですよ。

というのは、今回の事前配備態勢、15時30分に警報が出まして、態勢で一部の方々、課長さん方だと思えますが集まったわけで、その中の議論というものがどのような形で、出したほうがいいのかという意見を町長に対して言える人がいるかどうかわかりませんが、言って、私は出したほうがいいのか、そこらじゅう出ているから出したほうがいいのか。そういった議論の中でこうでこうで、こうだから出さないんだということを出さなかったまでに、大津波警報が16時9分ですので、45分間検討する、その前に地震が発生して情報収集のために総務課職員の方々が情報収集配備態勢になっていますので、さまざまな情報は周知しているわけで、その中の議論というものを、町長はなかなかお話しはされないかもしれないけれども、でも、そうすることによって我々としては安心が持てます。

というのは、さまざまな角度から検証した結果、それにたどり着いたよと。確かにトップダウンも必要だと思いますが、こういった非常時には。でも、トップダウンで決めるまでの過程においては、やはり協議というものが必要ではないかなと私は考えます。町長は専門家ですから、そういうものじゃないということもあるかもしれませんが、その過程において町はどのようだからお願いしたいと思えます。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 町長というものは、市長もそうですし、日本で言えば首相もそうでご

ございますけれども、基本的には孤独な存在でございます。私の後ろにはだれもおりません。当然のことながら首相の後ろにはだれもおりません。要は、さまざまなアドバイスであるとか情報を上げる方はおりますけれども、最終的な決断、すなわち責任を背負う者は私でございます。

当然のことながら、3・11の日もそれぞれの課長であるとか、当然こうこうこういう状況になっています、県のほうからこういうような話が来ておりますと、全部私のところに来ます。最終的に私がそのものを勘案し、先ほど申し上げたように、いわば町の防御態勢が完全にセットされている、防災ステーションでのテレビで見たことであるとか、そういうところの情報についてもすべて私が確認した上で、最終的に出す必要はないと判断したわけでございます。

それから、ちょっと時間が少なくなりますので申し上げておきますけれども、当然ここに町民の皆さんがたくさんおりますので、議員の方にも申し上げておきたいんですけれども、要は、今一番大事なことは、町民の皆さんが不安を持っております。これは当然のことながら3・11のときのような、ああいう津波が我が町に来たときどういうふうなことになるかというのがまず第1点。それに対して、どういうふうな対策をとってくれるんでしょうかというのが、まず第2点。ここに尽きると思います。

すなわち、1点目は当然我々が町民の皆さんに情報として出さなきゃならないものですから、次の7月16日の講演会もそうでございますし、県を初め35市町の中で吉田町だけでございます、無事にやっているのは。うちだけが先に突っ走っているというのが現状でございます。対策につきましては、先週の月曜日、国土交通大臣に1時間ほどお時間をいただきまして、これは異例なことでございますけれども当町の防災まちづくり構想についてもお話しし、また、いろいろなことをお願いしてまいりました。1時間というのは、基本的に大臣が割く時間としては異例中の異例でございます。

それから、私、この一般質問が終われば即座に新幹線に乗りまして、また国土交通省に行かなければなりません。きょうは事務次官に会いますので、恐らくまた事務次官とそれらのことについて、当町のまちづくり構想につきまして働きかけをもらってさまざまなことをお願いしたいと、こんなふうに思っております。

当然、金を配るのは財務省でございますので、財務省にも先週の火曜日行ってまいりまして、ずっと上の高級官僚とそれらについてもお話をしてまいりました。町とすれば、一番大事なことは町民の皆さんの不安に対して説明する内容と同時に、町民の皆さんの不安をいかにして克服するかという具体策を、いかに先に走るかということでございますので、私のこれからの1年であるとか2年であるとか、3年、4年というのはまさにそこに全精力を注ぎ込まねばならないと、こんなふうに思っておりますので、議員諸兄におかれても、ぜひとも私が言っていることにつきまして御理解賜りたいと思います。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 時間が1分になりましたので、ベストの選択を、この間の本会議の中でも町長は言われましたので、今後ともお願いしたいと思います。

私としましても、いろんな関知から確認して行政をチェックしていきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（八木 栄君） 以上で、12番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

◇ 佐藤正司君

○議長（八木 栄君） 続きまして、7番、佐藤正司君。

7番、佐藤正司君。

〔7番 佐藤正司君登壇〕

○7番（佐藤正司君） おはようございます。

佐藤正司です。私も、東日本大震災に関して通告してあります「まちの防災対策について、浜岡原発対策は」を質問いたします。

3月11日に起きた東日本大震災から3カ月が過ぎました。多くの犠牲者と被災者が出ましたが、いまだに終息のめどが立っていません。国内からも、世界中から多くの支援が寄せられています。被災地の一刻も早い復旧と復興を願っております。

今回の東日本を襲った地震と津波は天災でした。だけれども、原発事故は人災だと言われています。信じられていた原発の安全神話、これはうそだったということがわかり、国民はだまされていたと言えると思います。起きてはならない福島第一原発の事故は、1号機、2号機、3号機が事故発生直後、二、三日にメルトダウンをしてしまいました。それによって、放射能がまき散らされていたという深刻な過酷事故でございました。

福島原発の半径20キロ圏内に住む9自治体の8万8,000人が強制的に避難されております。吉田町も浜岡原発からは20キロ圏内が大半を占めるわけですから、深刻な状況だと私は思います。それに加えて、政府というか、対策本部のほうも30キロ圏内を緊急避難準備区域に指定したり、それでは足りないということで30キロ以遠でも計画的避難区域に設定するなど迷走してきました。その方たちは本当に避難生活を余儀なくさせられまして、住民は本当に困っておられると思います。

この福島第一原発事故の処理については今世界中が注目しています。ドイツでは、9日に原子力発電から撤退し再生可能なエネルギーに転換する政策を打ち出しました。メルケル首相は「日本のような技術力の高い国でも原子力の危険はコントロール不可能だ」と語っています。けさのニュースでも、イタリアでは国民投票が行われ、その結果原発反対が決まりました。90%以上ということでした。福島第一原発の事故というものは、原子力発電の是非、そして今後の日本がとるべきエネルギー政策の方向性などについて、過酷な形で私たちに問題提起をしているものと受けとめています。

そこで、以下3点質問いたします。

1点目は、町長は、福島第一原発事故の後、4月17日に北区の組長合同総会がありました。そのときのあいさつの中で、事故の責任として国が損害の全額補償が担保されなければ原発は認めない。そういう趣旨の発言をしたのを私は聞きました。その真意をまずお伺いしたいと思います。

2点目は、現在浜岡原発は全炉停止しているが、津波対策、防潮壁、非常用電源の設置などが整う二、三年後には再開するということも言っています。そもそも核エネルギーの実用化は戦争のための開発が優先して安全性は後回し、常に水で冷し続けなければならない不安定さがあります。また、出た使用済みの核燃料の処理方法についても見つかっていないなど、深刻な弱点があります。東海地震が想定されている当町の町民も大変心配しております。このまま廃炉になればいいという声もあります。町長の考えをお聞きしますということで、5月26日に私は通告してありましたが、静岡新聞の6月10日の県内自治体アンケートによると、

吉田町は廃炉にすべきと答えています。私もこれは大賛成でございます。

きょうの朝日新聞のアンケートの結果では、県民の50%の人が廃炉を求めているというような新聞記事もございました。改めて町長の考えをお聞かせください。

3点目は、停止中あるいは廃炉に向かう最中にも起こり得る、地震対策も当然必要であると思います。原発から20キロ圏内にある当町として不測の事態に対する備えが必要であると思うが、これまでの防災計画を見直して原発事故対策をどうするか、現時点でのお考えをお聞きします。

以上、質問いたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 「まちの防災対策について、浜岡原発対策は」のうち、1点目の「町長の発言で福島第一原発事故の後、事故の責任として国が損害の全額補償が担保されなければ原発は認めないと聞いているが、その真意をお聞きする」についてお答えします。

そもそも原子力発電所は、国のエネルギー政策のもとで国内の各所に建設されたものであり、稼働するに当たってはその安全性について国でお墨つきを与えてまいったわけでございます。また、原子力発電所が立地している地域では、国と電力会社が声高らかに主張する原発の安全性を信頼するとともに、立地後にもたらされる多額の交付金と活発な経済活動を期待して誘致を行っているのが、これまでの現実の姿であると認識をしております。

こうした歴史的な経緯を念頭に置いたとき、福島第一原子力発電所の事故は国策を推進している過程において起こった事故であると受けとめざるを得ず、この事故の影響の回復は国が責任を持って行うべきものであると考えております。そして、その回復のための対応というものは、事故の収束は当然のこと、国民の安全確保及び財産の保全、生活の保障、復旧のための措置など、損なわれたありとあらゆることに及び、しかも万全に遂行されなければなりません。

国策として進められてきた原発の事故に起因する損害を、一個人や一自治体に負わせることは理にかなわないことではないかと考えます。そうした基本的な認識に立ち、私は原発事故に対しては、国の責任において損害の全額を補償されることが担保されなければならないと考えている次第でございます。

福島第一原発の事故は、これまで疑いを抱かずに来た原子力発電所の安全神話を崩壊させました。また、事故発生後の国及び電力事業の対応は、国民に原子力発電の危機管理体制に強い疑念を抱かせもいたしました。今回の原発事故は、原子力発電は大きなリスクを代償とするエネルギーであるという事実を、凄惨な形で国民に押しつけました。そして、この状況を目の当たりにした国民の多くは、これまで国や電力事業者は、本来原子力発電が持つリスクの部分に対しどれだけ真摯な態度で議論を重ね、慎重に危機管理体制を整備する努力をしてきたのであろうかと、憤りを交えながら感じたものではないかと思っております。

放射能拡散という深刻な事態を引き起こすことを決して忘れてはならない原発事故に対し、福島第一原発の場合、余りにも対処方針確立のおくれが露呈をしております。この平和な日本にあって、決して放射能被害など発生してはならないわけであり、発生した場合には、決して国民の安全が損なわれることがあってはならないわけでございますが、現に発生した福

島第一原発事故の場合、広い範囲に直接的な被害をもたらし、日本全土に風評被害が広がるような最悪の結果をもたらしております。被災されている国民がこれ以上路頭に迷うことないよう、国がしっかりとした対応を迅速にとっていただきたいと切に願う次第でございます。

私は、今回の原子力発電の安全性については、自然災害のみならずテロやハッキングによる破壊なども含めた不測の事態を想定した、万全の安全対策を講じることを前提に行わなければならない、加えて万が一の事故に際しては、国民を納得させることができる補償の方法が提示されない限り、国民の理解を得ることは難しいのではないかと考えております。

次に、2点目の、「現在、浜岡原発は全炉停止しているが、津波対策が整う二、三年後には再開するとも言っている。東海地震が想定されている当町の町民も心配し、このまま廃炉を求める声があるが、町長の考えを聞く」についてお答えします。

福島第一原発の事故は、津波による非常電源喪失が原因で起こったような印象を与えておりますが、果たして津波だけが災いしたものか、地震動による影響も災いしているかにつきましては、いまだ十分に究明し尽くされておりません。そうした中で、原子力発電所の安全性確保策を津波対策の充実だけに限定することには大きな疑問がございます。原子力発電所の安全性を向上させるために構すべき対策は、福島第一原発事故の検証をさらに進め、あらゆる角度から吟味して決定されるべきものではないかと受けとめております。

特に、浜岡原子力発電所の立地場所は東海地震の震源域となる可能性のあるところであり、今後発生する可能性が高い地震によって引き起こされる最大の地震動と津波をシミュレーションできなければ、いかなる対策を施しても安全とは言えません。また、原子力発電の燃料につきましては、一たん暴走を始めれば人類が制御できない大変危険なものであり、御質問にありましたとおり、使用済みとなった燃料につきましても処理方法が確立されておりません。こうした中で人類が原子力発電に依存し続けることは、将来に残す負の遺産を生産し続けることにつながります。

しかし、電力は日本経済を支える基盤であり、安定供給されなければなりませんので、原子力発電に大きく依存している現在の社会から一挙に原子力発電所をなくすことは大変難しいものであると考えております。二酸化炭素を排出せず、安定した発電ができる原子力発電は国策によって設置基数を増加させ、今日の日本の国力を支えていることも、また否めない事実でございます。

原子力発電は二面性を持つ、大きなリスクのあるエネルギーであることを念頭に置いて考えたとき、私は、原子力発電所はエネルギー需要を満たすための過渡的なものであり、地球及び人類にとって、将来につながるより安全な代替エネルギーの開発を進めることに力を傾注し、普及させることが望ましいという結論に行き着く次第でございます。

そして、この考え方に沿って浜岡原子力発電所のあり方を考えた場合、いかなる災害やテロ行為などに対しても防御できる安全対策を講じることができれば、運転再開もあり得ると考えますが、それでも安定的な電力供給を実現できる、より安全な代替エネルギーが開発されるまでの過渡的な利用にとどめるべきものであることの結論にたどり着きます。

しかしながら、原子力発電の今後につきましては、国のエネルギー政策の中で議論されるべき重要案件でございますので、浜岡原子力発電所のあり方につきましても軽々に結論づけることはできず、議会を初め町民の皆様との大所高所からの議論を経て、慎重に当町の意見をまとめてまいりたいと考えております。

次に、3点目の、「停止中、あるいは廃炉に向かう最中にも起こり得る地震対策も当然必要である。原発から20キロ圏内にある町として不測の事態に対する備えが必要であると思うが、これまでの防災計画を見直し、原発事故対策をどうするか現時点での考え方をお聞きする」についてお答えします。

静岡県の地域防災計画・原子力対策編では、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲として、原子力安全委員会が定めております「原子力施設等の防災対策について」において提案されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）のめやす」を基準としており、浜岡原子力発電所から半径10キロメートル以内の範囲に全部、または一部が存する御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市の4市がその範囲となっております。

原子力安全委員会の、地域防災計画を策定するに当たっての重点地域の範囲の考え方は、十分に安全対策が講じられている原子力施設を対象に、あえて技術的に起こり得ないような事態まで仮定し十分な余裕を持って示しているものであり、万一の緊急時の対応におきましても、その事態の影響の規模に応じて、重点地域内の一部の範囲においてあらかじめ準備された対策を重点的に講じることになると考えられ、平常時において安全であることはもちろん、日常生活に何ら支障を及ぼすものでないとしております。

原子力災害特別措置法におきまして、原子力発電所において万が一事故が発生し、その影響が周辺地域に及ぶおそれのある場合には、原子力事業者から直ちに国・県並びに関係市町へ通報するように定められております。同時に、県の地域防災計画の中では、住民等への的確な情報伝達活動を行うために、広報誌、広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、テレビ・ラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て迅速に行うこととなっております。

また、原子力災害の状況や国・県及び関係市町等が講じている施策に関する情報を、県内すべての市町に対して適切に提供するため、防災行政無線の一斉指令により伝達を行うものとされております。当町といたしましては、地域防災計画・一般対策編におきまして、県からの情報に関しまして、同報無線や広報車により町民の皆様へ広報を行うよう定めていただいております。

しかし、今回の福島第一原発事故により安全神話が崩れ去り、私たちの地域にも同様の事態が起こり得ることは否めないと考えたとき、町民の皆様生命と財産を保護するためにも、福島第一原発事故の検証結果や今後の国の原子力安全委員会の動向を注視しながら、県と近隣市町及び関係機関と連携し、防災対策を検討していく必要があるものと考えております。

○議長（八木 栄君） 再質問があればお願いします。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 幾つか再質問させていただきます。

町長の考え方は承りました。今、現実には原発の被害を受けている方たち、本当に町長の言ったこととは天と地ほどに違うような状況だと私は思うんですよ。というのは、現実には避難されている方もたくさんいますけれども、この間もNHKテレビでやっていたけれども、20キロの円、100メートル違うだけで補償がされないようなニュアンスの話もしていました。本当に国策でやってきた原子力発電の事故ですけども、本当にこれは根本的に今回のことを徹底的に検証して、改めるところは改めていただきたいと思っております。

私は、とにかく東海地震の震源域の真上にあり、世界でも一番危険だろうと言われている

浜岡原発はぜひ廃炉にさせたいと思います。今、町長の答弁の中でも幾つか確認というか、町長の考えを聞きます。

町長は、原発の安全神話は崩れたというような話をされていましたが、そもそもこの原発の安全神話というのはだれが何のために、どうしてそういう絶対大丈夫だというような、原発の安全神話がどういうふうになってきたかというか、だれに都合がよかったのかというの、町長のいろいろ説明の中にはありましたけれども、改めてこの安全神話というものについて、崩れたということに関してもうちょっと考えをお聞きしていいですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 当然、原子力発電によるものの電力生産というのは当然のことながら戦後、国の政策として進められてきたわけでありまして。そのときに原子力というのは——日本の場合非常におもしろいことをごさいます、兵器の場合は核と言うんですけども、発電の場合は原子力と言うんですけども、海外は皆ニュークリア（Nuclear）ですよ。そういうふうに使分けをするんですけども、まず、そういう意味において兵器としての核とは違って、まず安全なものですよという前提をそこに置いた上で、電力を生産するにおいて国策としてやるわけですから、当然地元の皆様に対して非常に怖いものであるという感覚が皆さんありますよね。

そういうわけでごさいますから、この原発の安全については多重にさまざまな形の防護のカードが施されていますよという形で、今まで説明をしてきたわけでごさいますけれども、それが今回の福島第一原発の場合は、急速炉心冷却装置ですか、これの電源が途絶えてしまってだめになったというわけでごさいますけれども、もともと日本の原子力発電の安全神話の中には、恐らく議員の方々もほとんど考えてもないでしょうけれども、例えば現在の一番新しい原子力施設の安全対策にはこんなものもあります。

例えば、9・11、ニューヨークで旅客機が突っ込みましたね。あのような旅客機が原子力発電所に突っ込んでびくともしないまでの耐久力を持たなければならないとか、それから、テロに対してはもちろんですね。日本の場合はほとんどテロのことを考えませんけれども、今回恐らくははっきりとテロリストにわかってしまったんじゃないでしょうか。日本の原子力施設の防御に関してはアメリカも警告を発しているようでごさいますけれども、要は、テロリストが入って必要なところにダイナマイトを仕掛ければ、それでもって国を恫喝すれば国は言うことを聞かざるを得ないというような状況を与えてしまったと。また、ハッキングによって幾らでも、外からハッカーが入って行って、コンピューター制御ですからそれをシャットダウンすることによって一遍に原発騒ぎを起こすことができると、イランの核の開発にもそんなものを使われたというような新聞記事がございました。

一番新しい場合、フランスなんかの場合は、原子力発電所の周囲何キロに入った者に対しては迎撃ミサイルで撃墜すると、そのくらいの安全対策もありまして、安全対策というものは二重、三重、四重、五重というふうな形であるんですけども、日本の場合は津波だけという、非常に片手落ちであると思っておりますけれども、片手落ちであったとしても、原子力発電というものはこういう危険性があるけれども、これに対してはこういうふうな防護策が施されていますよと、それが多重になっていますよという形でもって、地元の皆さんを初め国民の皆さんに対して安全であるから大丈夫ですよという形での説明をして、発電をしてきた経緯ではないかと思っております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） この安全神話というのは本当に設置する電力会社には都合のいい、私
はうそだと思うんですけれども、例えば、神話に従わない科学者というのが今いるわけ
ですね。ずっと反対を貫いてきた方々ですけれども、こういう人たちを徹底的に排除して
きたと私は思うんです。例えば、関電工はやめましたけれども安齋育郎先生とか、京
都大学の小出裕章先生。京都大学では東大と違って反原発の六人衆という方、亡くな
った方もいらっしゃるようですけれども、そういう方々。この方たちは本当に出世
もしないし排除されてきた人たちだと私は思います。

そして、きょうの朝日新聞の天声人語にも作家の池澤夏樹さんが書いているん
ですけれども、ちょっと読みます。「核エネルギーはどこか現実的なところで人間の
手に負えないのだ。それを無理に使おうとするからうそで固めなければならな
くなる」というふうに述べていますけれども、本当に原発は安全で大きな重大
事故は起こさないということを、私たち国民はそれを信じ込まされていたとい
うか、信用していたと思うんですけれども、今回の福島の地震と津波もありま
すけれども、本当に重大事故に、世界でも原発事故では本当にこんな大きい
事故はスリーマイルとチェルノブイリと福島と言われるくらいだと私は思うん
ですけれども、こういう原発神話がこれで崩れてなくなればいいと私は思うん
ですけれども、どうもまだまだ続くのかなとちょっと心配しているんです。

というのは、浜岡原発も二、三年かけて防潮壁をつくって、安全を確認したら
動かすということを菅さんも認めているし、御前崎の市長はそれを望んでい
るような発言が新聞なんかでも載っていますけれども、私は、これはやっぱ
り安全神話がまだ続いていくことになるのではないかとちょっと懸念をして
おります。原発は国策ですけれども、電気のエネルギー政策は国民全体で
本当に考えていく必要があると思います。

ちょっと話変わりますけれども、被害の状況、わかりやすくするために南相馬
市のことがわかりやすいのかなと思うんですけれども、当局もどこまでつか
んでいるかわかりませんが、私もあちらのほうに議員もいますので何回か
電話をしました。7万1,000人近い人口だったんですけれども、現在は2
分の1ぐらいになってしまいました。あそこは20キロ圏内、30キロ圏内、
計画的避難区域、それから何もないと四つに分かれていて、今大変な状
況になっておられるようです。その辺、町長は先週行ったようですけれ
ども、そっちは行かなかったんですか、福島のほうは。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私、先週の木金土と行ってまいったんですけれども、
原子力発電のほうは参りませんでした。防潮堤と津波被害の関係を実態的に
見てまいりたいと思ったものですから、釜石と宮古の田老地区と普代村と、
この防潮堤について実際に目で見て、また陸前高田市を初めとするさま
ざまな町の被害について、防潮堤との関係で視察させていただきました。

○議長（八木 栄君） 佐藤議員、質問は簡潔にお願いしますね。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） なぜ私、南相馬市を出すかというのと、ちょうど位置
的に浜岡原発と20キロ圏内で風向きも似たようなところかなと思います。
広報の5月号には南相馬市に支援物資を届けましたよというようなこともあ
って、そのときに職員も行っているわけで、この辺

の状況が少しでもわかって、行った方の町民に説明ができるようなことがあれば聞きたいなと思ったんですけども、時間もあれですから。

じゃ、行かれた方にちょっと状況を話してもらってもいいですかね。

○議長（八木 栄君） 何を聞きますか。

○7番（佐藤正司君） 南相馬市の実情で、その当時と大分状況は変わっていると思います。このところNHKの南相馬市の市長、桜井さんなんかも出ていますけれども、当時でもいいので、もしよければお話しください。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございますが、ただいま南相馬市への支援物資の提供ということで、随行した職員ということですので、私、現地まで行かせていただきましたので私から、そのときに感じたことをということで御説明をさせていただきたいと思っております。

南相馬市につきましては、榛原病院の指定管理を行っている徳洲会のお医者さんを通じまして、当時原発事故が起こって約1カ月ぐらいたったような時点で、南相馬市の一定のところには全く物資が入ってこないという状況になったと。特に燃料については20キロ圏については全く入ってこないと、それから、50キロ圏内についても非常に供給が難しいと、こういうような状況だというお知らせを受けまして、牧之原市と一緒に民間の石油小売業の方々の御協力も得て行ったわけでございますが、そこで実際に桜井市長に私もお会いさせていただきましたけれども、まさに国の政策といいますか、いざというときへの国の対応、それから県に対する対応、このいずれに対しても不信感を露骨にあらわしておりました。

というのは、実際に原発事故が起こって、県から桜井市長のところへ連絡が入った時点というのは、発災後1週間たってからだそうです。それまでの間に桜井市長は余りにも悲惨な状態で、だれも助けてくれないということから、自分でマスコミにみずからの声を送ったということで窮状を訴えたようですが、そのマスコミも、この事故に対して、たしか原発があるところから40キロ圏内には取材に入らないというような自主規制をしているようです。したがって、南相馬には取材も入ってこないということですので、みずから伝えるしかないという行動を起こされたようです。

それから、これもかなり後にわかって桜井市長が憤っていたんですが、総務省管轄である郵便物ですね、この郵便物の配達も50キロ圏内には配達しないことということを総務省が取り決めをして、全く南相馬市には郵便物も入ってこない。そのときには、郡山の郵便局にとどめおかれてそのまま放置されたという状態だと。これも全く地元には知らされなかったそうです。後でよくよく聞いてみたら、何で郵便物も何も入ってこないんだろうということを知ったら実はそういう状態だったと。国が我々を孤立させているのかということで、非常に憤慨されておりましたけれども。

それと、燃料についても、これは石油エネルギーを運搬している業界があるわけですが、そこでやはり自主規制をしておまして、50キロ圏内には入るなということで、タンクローリーも50キロのところまでしか行かないんですね。そこからはどうするかというと、地元の小売業者たちが別の小型のローリーに移しかえたりして、南相馬市へ運び込むしかない。そういう本当に悲惨な状態で日々を過ごしていたと、そういうところに私どもお邪魔したわけでございます。

あと、その後については報道もかなり詳しくされていますので、そういう事態だというふ

うに認識しております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 佐藤議員ね、浜岡原発対策についての町の防災対策についてということの再質問でお願いいたします。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 先ほど、最後の4点目の質問にお答えいただいたんですけども、防災計画の中で原子力防災対策計画というのがありますけれども、私、これもやっぱり安全神話が通っているためだと思うんですけども、吉田町はほとんどないですね。先ほど言ったように、災害が発生した場合は県より情報を収集して広報をする、無線で知らせるとかという程度しかないわけで、本当にこれは、先ほど福島の南相馬市の話も聞きましたけれども、こういったところに私は安全神話がいまだにあると思うので、これは先ほど町長も検証して見直した上で変えていく、これは国も県もそうだと思うんですけども、そういう方向になっていくと思うんですけども、ちょっとこれは余りにも本当にひどいと思うんですよ。

例えば、ヨウ素剤とか放射能をはかる線量計とか、今町にはそういうのはあるんですかね。そういうのは用意されておられますか。

○議長（八木 栄君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 当町はEPZ圏外ということで、線量計等は装備されておりません。また、ヨウ素剤につきましても榛原の保健所のほうにはございますけれども、町としての備蓄はございません。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 本当にこれ、日本の原子力政策というか、国策でやっているのにもかかわらず、安全神話が浸透しているとしか言えないと思うんですよ。先ほど町長はアメリカの話もちょっと出したようなんですけれども、アメリカは本当に安全神話とは言わないように、ありとあらゆる想定をして、どんな事故が起きても対応できるように、できるかどうかかわからないけれども体制はとっているというふうに、そういうことでやっておられるようです。

今回、東日本大震災で福島第一原発が大きな重大事故を起こしたということを思うと、この辺は今後検証されていくと思いますが、ぜひ吉田町でも最悪の事態を想定した対策というのを考えていただきたいと思います。なくなれば一番いいんですけども、なくなったからとすぐ使用済みの核燃料がすべてなくなるわけではありませぬので、東海地震は来るでしょうという予測もあるわけですから、私はぜひその辺の対策もしっかりとっていただきたいと思います。

私、何よりも、この浜岡原発ですけども、私は65歳ですからいいといえばいいのかもしれませんが、これから将来を担っていく子供たちのためにも、ぜひ私はこの浜岡原発の廃炉を求めていきたいと思いますので、きょうですけども、私この間いろんなところで裁判に訴えている方がいますけれども、私も今度、志太榛原の地域で裁判に訴えるという動きがありまして、私は吉田町から裁判の原告になるということで申し込みをしました。きょう、多分浜松の地裁のほうに訴状を持っていっていると思います。

○議長（八木 栄君） 質問は何ですか。

○7番（佐藤正司君） これは最後に終わる締めくくりの話でございます。ぜひ、今回の地震と原発事故を受けて、町民の安全のためにも浜岡原発の廃炉のために町長も、私も頑張りま

すけれども、町長も町を代表している方ですので、国策とはいっても町長としての意見も言えると思いますので、ぜひ言っていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の皆様、私が原子力政策であるとかそういうものについてどうのこうの、浜岡の原発についてどうのこうの。議会としての意見というのはいないんですか、皆さんは。常に議会というものは自分たちの意見というのを、これまで何度も自分たちでやったことは一つもない、はっきり言って。この8年間、私は9年目になりますけれども、議会の皆さんが議会としてはこうだといったことは、何一つないですよ。

皆さんは、この町の発展について責任を持っているとか、自分たちは住民の代表であるとか言いますが、三星もそう、勸奨退職の問題もそう、ありとあらゆることに関して絶対皆さんは議会としての意見を集約しない、町民には説明を拒否する、そういうふうなことをずっと今までやってきた。議会としての意見を早急にまとめてください。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 私、終わったつもりでしたけれども、今町長に言われました。町長はお1人で、自分で決断したらそれに向かってやっていけるとは思いますけれども、議会、今は13人ですので、話し合っ合議して決めていくということになっていますので、それぞれ皆さん考えを持っていらっしゃるとは思いますけれども、今回のこの浜岡原発に対することについても議会の中では話し合いはしております。ただ、まだまとまっておりません。

〔「ぜひとも発言を許可してください」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質問ですか。原子力の関係のことですか。浜岡の原発のことですか。いいじゃないですか。

佐藤さんも質問しないからこういう形になるので、今は質問の時間なので質問をしっかりとしてくださいね。終わったら終わりでもいいです。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 議長ね、一般質問は自分の意見を言ってもいいもので、質問も確かに必要なんですけれども、自分の意見を言わなければ意味ないものですから、私は質問だけではなかなか伝わらないものですから、私の意見も交えて質問という形でやっていますので、そこら辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） もう少し意見も簡潔に、当局の方もわかりにくいと思うので、もう少しわかりやすくした上で質問してもらわないと、やっぱり答弁するにも困ると思いますので、そういうことでもう少し。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 要は、原発の問題、浜岡原発の問題については、ぜひ町民の安全のためにも、簡単にはいきませんが、国策ですので、エネルギー政策を変えて、今回6月の「広報よしだ」にも載ってしまけれども、節電とかエネルギー政策を本当に町民みんな考えていく、議論していくということが本当に必要だと私は思いますので、そのことを最後に訴えて終わります。

○議長（八木 栄君） 以上で、7番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 11 時 13 分

再開 午前 11 時 23 分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開いたします。
引き続き、一般質問を行います。

◇ 平 野 積 君

○議長（八木 栄君） 4 番、平野 積君。
〔4 番 平野 積君登壇〕

○4 番（平野 積君） 4 番、平野です。

初めての一般質問ということで緊張しております。よろしくお願いいたします。

最初に述べておかなければならないことがありまして、中山三星建材工場跡地の売却について、一般質問の通告書におきまして企業誘致の公募開始時期を私、平成18年8月開始と書いてしまいましたが、実際は19年8月の開始ですので、注意不足、確認不足を痛感しております。今後このようなことがないように心がけますので、きょうは御容赦くださいということで質問を開始させていただきます。

最初の質問でありますけれども、中山三星建材株式会社工場跡地の売却に関してであります。

吉田町は、平成14年11月に中山三星建材工場跡地を11億六千数百万で購入し、移転登記を完了いたしました。その後、利用方法に関して検討委員会を設け検討した後、平成17年3月に町長のほうから企業誘致を図るという方針が表明されました。そして、平成19年8月に公募を開始いたしまして、そのほか町長のトップセールスや町の広報活動ということが精力的に続けられたと思っておりますが、実際いまだ企業誘致には至っていないという状況であります。

過去、何度か同様の質問が一般質問で行われておりますけれども、町長の新たな就任期間の初めに当たり、改めて以下についてお伺いいたします。

1、どのような広報活動、町の広報活動、町長はトップセールスを展開されたのでしょうかというのが1番です。

2番といたしまして、その活動が残念ながらいまだ成果を出していないということの原因については、どのように分析されていますでしょうかということです。

3番目、その分析をもとに、今後どのような活動を計画していますでしょうかということです。企業誘致を継続する場合、新たな誘致策はどのようなもので、計画として誘致完了をいつまでと計画されているのでしょうかということです。もう1点は、企業誘致以外の活用を考えていますでしょうか。今後考える可能性はありますかということです、以上についてお伺いしたいというふうに考えております。

続きまして、地震対策における自主防災に関してということで、先ほどから3・11東日本大震災のお話が出ておりますけれども、その映像や報道をテレビで見ていると自助・共助の重要性を感じ、日ごろからの十分な備え、心の準備がいかに大切かということを痛感して

おります。

吉田町におきましては、吉田町地域防災計画の地震対策編ですね。計画書に地震対策編を規定し、平常時の防災思想の普及や自主防災活動において、また地震防災応急対策から復旧・復興の対策までの間で、吉田町の役割や自主防災会、そして町民の役割を記載されております。

私自身がこの中から書いているものをピックアップして、吉田町自主防災、町民はどういうことをやらなきゃならないかということピックアップしてみました。平常時、町民というのは地震防災に関する知識の吸収、地域の危険度の理解というようなところを深めていく。細かくいろいろ書かれているんですが、8番目として飲料水、食料、日用品、衣料品等日用必需品の備蓄と。食料については最低7日間、うち3日間は非常持ち出しできるようにというようなことまで記載されております。しかし、皆さんに「こういうのを知ってる」と聞きましても、なかなかこの内容を理解されている方というのは多くないというふうに思います。このような状況において大規模な地震が発生した場合、被害を大きくし混乱を招くことが予想されまして、私自身は案じております。

そこで、本日の質問の趣旨は、自助・共助への大切さを町民の方はある程度理解していると思いますが、よりその理解を強め、被害を最小限に抑えるために吉田町は何ができるのかについて、また、それに対する吉田町の姿勢に関してお伺いしたいと思います。

まず、現状分析の一環として以下についてお伺いします。

1、上記防災計画の自主防災会、町民の役割が町民の隅々まで行き渡っていない原因はなぜだというふうに分析されていますでしょうかということ。

2番目といたしまして、そのことに対する対策をどのようにお考えでしょうか。

3番目、これはまた別のものに記載されておりますが、第4次吉田町総合計画の後期基本計画、その地震対策分野におきまして、防災対策訓練参加者が平成22年は1万2,500人に対して、5年後の目標値が1万5,000人、20%伸びているわけですが、逆に言えば20%しか伸びていないと想定しています。地震災害被害を軽減するため、町民の防災意識向上、自主防災会の充実・育成が重要な課題だと考えておりますけれども、行政としてどのようなお考えで、どのような施策を打つ予定でしょうかということについてお伺いします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 「中山三星建材工場跡地の売却に関して」の1点目の、「どのような広報活動、トップセールスを展開されてきたのでしょうか」についてお答えします。

住吉工業用地につきましては、平成17年第1回議会定例会の一般質問に対する答弁の中で、優良企業を誘致する方向であると表明させていただき、平成19年7月27日、売却先を選定する組織を設置し、誘致活動を展開してまいりました。平成21年9月より「一括売却」を「原則として一括売却」、「製造業」を「工業地域の用途に合致する業種」に改め公募しております。これまで業者からの数件の問い合わせはあるものの、そのほとんどが企画書の提出までに至っておらない状況でございます。中には、住吉工業用地に足を運んでいただき、具体的な計画を立て、金額を提示していただきました業者も数件ございました。

現在までの広報活動といたしましては、静岡県及び吉田町のホームページへの物件情報等

の掲載、静岡県企業立地ガイド冊子へ掲載、静岡県東京事務所と静岡県大阪事務所でも情報が閲覧できるように提供してまいりました。また、県とともに首都圏、関西圏、中京圏の企業立地に関する情報が集まるゼネコンや金融機関などに企業訪問を実施するとともに、県の引き合い企業などを毎年10社以上訪問し、情報発信を実施してまいりました。

トップセールスの誘致活動といたしましては、ターゲットとしては製造業で雇用が期待でき、それなりの法人町民税も見込める企業に焦点を合わせて売り込みを図っているところがございます。しかしながら、現在の景気低迷の状況下ではそれほどのぜいたくを言うこともまかりならず、ストライクゾーンを広げて引き合いを待ち、友人・知人からのどんな情報であれ即座に対応し、相手先企業の上層部へのつながりを探し、直接足を運び、一刻も早く売却が実現できるよう努力しているところがございます。先般も、ある有力な仲介業者より耳寄りな情報提供があり、トップセールスに走り説明に伺ったところがございます。

財政の弾力性を高めるためには、できる限り早くこの用地を売却することが喫緊の課題と受けとめておりますので、今後とも時間が許す限りあちこちにトップセールスに赴くとともに、多くの企業に情報提供し、早期売却ができるよう精力的に誘致活動を進めてまいり所存でございます。

2点目の、「その活動がいまだ成果を出せない原因は何であると分析されていますか」について、お答えします。

平成19年度から誘致活動を積極的に実施し、企業からの問い合わせ等もございましたが、平成20年9月以降は、リーマンショックに端を発した世界同時不況の影響を受け国内景気も低迷を続け、加えて円高等の影響により企業の設備や施設への投資意欲が回復しないことが最大の要因と分析をしております。このような状況ではあるものの、当町の積極的な誘致活動により契約直前にまで至った業者がありました。しかしながら、3月11日の東日本大震災による太平洋沿岸部の壊滅的な被害状況を目の当たりにした業者は、住吉工業用地が海岸部に位置しているということから二の足を踏み、慎重な姿勢になっていることから、今後企業誘致が一層厳しい状況に置かれていることは十分認識をしております。

県内の企業立地状況につきましても、設備投資抑制と生産拠点の集約の動きが広がり、新規進出企業が大幅に減っていることから県内立地件数、立地面積が大きく落ち込んでおり、平成20年と平成22年を比較した場合、立地件数におきましては71.5%減、立地面積におきましては77.4%減となっております。この傾向は全国的に見ても同様でございます。

3点目の、「その分析をもとに、今後どのような活動を計画としていきますか」のうち、1点目の「企業誘致を継続する場合、新たな誘致策はどのようなもので、誘致完了はいつまでと計画をされているのでしょうか」についてお答えします。

新たな施策としましては、企業誘致を促進し地域産業の活性化及び雇用の創出を図るため、県と町が一体となり、企業が行う雇用・用地取得に対して補助する優遇制度の検討を予定しております。また、それ以外に町独自の企業立地に対する優遇措置、助成制度を、このような経済情勢であります但し検討していきたいと考えております。これからも継続して企業誘致を推進していく考えでございます。

次に、2点目の「企業誘致以外の活用を考えていますか。今後考える可能性はありますか」についてお答えします。

ここ数年の景気低迷、円高等の影響に加え、さきの東日本大震災により企業の投資意欲が

減衰している状況でございます。住吉工業用地への企業進出を促すためには、国や県の対策を待たず町独自で最新の知見による詳細な津波シミュレーションを実施し、町民はもとより企業にも津波に対する不安を払拭できるような資料を提供し、少しでも安心感を与えられるよう企業誘致していく考えでございます。

企業誘致を実現できれば、継続的な雇用の創出・維持・確保が図られ、従業員に払われる賃金は当町における消費の拡大につながります。当町のより一層の活性化のためには企業誘致こそが確実性、即効性のあるものと考えております。

「地震対策における自主防災に関して」のうち、1点目の「防災計画の自主防災会、町民の役割が町民隅々まで行き渡っていない原因はなぜだと分析されていますでしょうか」について及び2点目の「そのことに対する対策をどのようにお考えでしょうか」についてお答えします。

町民の皆様が安全かつ安心して日常生活を送っていただくための取り組みとしての防災対策は、行政で最も重要な施策の一つであると認識し、その充実強化に努めているところでございます。しかしながら、一たび大規模な災害が発生したとき被害の拡大を防ぐためには、国や県を初め町の対応だけでは限界があり、状況によっては早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられますので、まず第一に、自分の身は自分の努力によって守る自助とともに、ふだんから顔を合わせている隣組など近隣の人々が集まって、お互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組む共助が大変重要になってまいります。

一方、地域住民の生活様式の多様化、少子高齢化社会の進展、核家族化といった世帯構成の変化などさまざまな要因によって、近隣住民同士の結びつきや個々の住民と地域社会とのつながりが希薄になっていることも事実であると受けとめております。

自主防災組織は地域における共助の中核をなす組織であり、生活環境を共有している自治会・町内会単位の住民により地域の主体的な組織として結成、運営されております。もちろん、自主防災組織は地域住民の参加を強制するものではなく、地域住民の自発的・継続的参加により運営されることが重要でありますので、まずは自主防災活動への関心を持っていただくための情報の提供や啓発が必要となってまいります。また、近隣の自主防災組織同士が連絡を密にし、課題の解消や災害時への対処方法等を整えるとともに、消防団を初めとするさまざまな地域活動団体との連携を図りながら、地域のすべての力を結集した取り組みを進め、活動しやすい工夫や新たな切り口による活動で地域住民の参加意識を高めることも重要なこととございます。

防災の基本は、みずからの命はみずから守る、みずからの地域はみんなで守るということであり、住民一人一人が自主防災組織のメンバーであるという自覚が大切であると考えておりますが、町といたしましても防災意識の高揚に一層努めてまいり所存でございます。

次に、3点目の「第4次吉田町総合計画の後期基本計画・地域防災対策分野では、防災訓練参加者が平成22年度が1万2,500人に対して5年後の目標値が1万5,000人と、20%しか伸びないと想定されています。地震災害時、被害軽減するために町民の防災意識の向上、そして自主防災会の充実・育成が重要な課題だと考えますが、行政としてどのようなお考えで、どのような施策を打ち出す予定でしょうか」についてお答えします。

平成22年度における各自主防災会における防災訓練参加者の現状でございますが、昨年9月1日に実施いたしました総合防災訓練におきましては、当町すべての19自主防災会が参

加され、参加者は4,832人で参加率は16.4%でございました。地区別に申し上げますと、住吉区が8自主防災会で参加者は1,739人、参加率は15.6%、川尻区が4自主防災会で参加者1,267人、参加率は20.0%、片岡区が3自主防災会で参加者713人、参加率12.8%、北区が4自主防災会で参加者1,113人、参加率は17.2%でございました。

また、12月5日に実施いたしました地域防災訓練におきましてもすべての自主防災会が参加され、参加者は6,681人で参加率は22.6%でございました。地区別に申し上げますと、住吉区が8自主防災会で参加者は2,490人、参加率は22.3%、川尻区が4自主防災会で参加者1,715人、参加率27.2%、片岡区が3自主防災会で参加者1,423人、参加率25.4%、北区が4自主防災会で参加者1,053人、参加率は16.2%でございました。

本年5月21日に実施いたしました緊急津波避難訓練におきましては、訓練対象地域の12自主防災会で2,028人の参加をいただき、参加率は低かったものの、東日本大震災の影響を受け、地域住民の防災に対する意識は確実に高まっているものと感じております。

自主防災活動に参加してもらうためには、地域住民同士が顔の見える関係づくりやコミュニケーションが不足しないよう、地域の祭りを初め各種イベント、子供会活動、環境活動などの地域活動の中で、防災について働きかけるというアプローチも有効な手段と考えております。その際、地域住民が楽しみながら防災意識の高揚を図り、主体的に防災活動に取り組めるよう防災に関する人材育成の環境づくりの工夫も必要であると思っております。また、自主防災組織には地域防災のかなめとなるリーダーが不可欠でありますので、その育成に努めることも重要と考えております。

自主防災活動は、住民の自主的な活動であり、その活性化にはリーダーの質と熱意によるところが大きいので、自主防災組織のリーダーには地域の多くの意見をまとめる見識、能力が求められ、かつ防災に積極的な関心のある人が望ましく、リーダーみずからが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、地域の安全点検、防災知識の普及、防災資機材の整備、危険が予想される箇所や災害時要援護者の把握、防災訓練の指導などを行い、日ごろから地域住民の防災意識を高めることに努めていただく必要がございます。他方、少子高齢化社会におきましては、次代を担う人材育成も重要なことでもありますので、子供たちに幼少時から防災意識を持ってもらうよう、教育や防災訓練の場を通して早くから自分の暮らす地域を守っていくという意識を醸成していかなければならないと感じております。

町といたしましては、今後も防災意識の高揚を図るための防災講演会や研修会を開催するとともに、自主防災組織等に対し県が実施する講座や研修会などの情報を提供しながら、人材育成に努めてまいり所存でございます。

第4次吉田町総合計画・後期基本計画に掲げましたとおり、住民がみずから減災に向けてできることから取り組み、地域住民が相互に協力し、連携を保つことにより自発的に行動できる自主防災組織となるよう、町と自主防災組織がさらなる連携強化を図るとともに、実効性の高い減災対策を推進してまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 再質問ありますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 答弁ありがとうございました。

まず、中山三星建材跡地に関して再質問させていただきます。

結局、とにかく売るんだという強い姿勢であるということによろしいということですね。

今後、新たな施策として県・町が一体となって優遇措置をつくっていくし、町独自でもやっていくというお話だったんですけども、そこが具体的にどうしようというのは聞きません、それ以上考えていらっしゃるんでしょうけれども。まず聞きたいのは、そういうことをやって、やっぱりめどとしていつまでそれを続けるのか。要は、売れないといつまでも売れない可能性というのがあるわけですよね。そうしたら、ある程度この施策を打ったときにどの程度の期間、この政策でやっていくと。しかし、例えば何年間たって効果がないなら、また新たな手を打っていくぞというようなお考えはございますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的に、答弁の中でもお話ししたことでございますけれども、リーマンショック、それから今回の東日本大震災という形で、リーマンショック以降企業が内部留保を高めてまいりましたので、投資先を探しておりましたよね、さまざまな形で。それによって現実に金額も提示して、買いたいという申し込みをした会社もございましたけれども、東日本大震災の津波とともに消え去ってしまったわけでございますけれども、要は、うちの町の防災対策の一つの目的というものは、当然のことながら住民の皆さんの生命・財産の保全もでございますけれども、やはり勢いある町として企業が参加、この町に進出したいというような環境整備を図るといふことがございますので、当然防潮堤の強化の問題であるとか、そういうような問題をして、ここに進出しても企業として問題ないよというような環境を整備するということがございます。それをまず早急にしていかなければならない。

うちの町の海岸というのは直轄海岸でございますので、町がどうのこうの手を打てるところではございませんけれども、先ほどお話ししましたように先週から、またきょうもこれが終わったらすぐすっ飛んでいかなければならないんですけれども、国にそういう強化対策をお願いしていくと。そういうようなことをしていくわけでございまして、それがいつごろどういふふうなめどになってくるのか、それはちょっとわかりかねますので、それについていつまでということはありませんけれども、仮にあそこを我が町が何らかのものに使うといふふうな方針というものを考えたとしても、初日に藤田議員のほうから御意見ございましたけれども、住民の安全対策にさまざまな形で金を使わなきゃならないこともございます。そういうことを考えますと、あのところを、現在もそうでございますけれども、何らかのものにしていくという場合、かなりの投資をしななければならないと思っておりますので、今こういう状況において不要不急なお金というのはありませんので、それについてはちょっと念頭にはないことを議員への回答とさせていただきますと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今、いつまでにめどを立てるといふことに関しては、防災対策を含めて今の段階ではなかなか決めかねるといふ御回答という理解でよろしいですか。

そういたしますと、ある程度これからシミュレーションとかやりますね。どこが防災が必要かということをしっかりやって、あの跡地というのは安心だといふことができた段階においては、やっぱりある程度めどといふのを立てると、数期間とか、そういうのはやってもらえるかどうかということを確認します。

といいますのは、やはりずっとほうっておくということ自体は町のためによろしくないと思っておりますので、町長おっしゃるように早く売りたいという気持ちはありますので、次に策を打っていくといふことが必要なのではないかという意味で質問しています。いかがでしょ

うか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員のお考えはよくわかります。これは町の、ここにおける職員も皆同じ思いであると思っています。しかしながら、先ほども申し上げたこととございますけれども、今そちらのほうに仮に方針を転換したとき、そちらのほうに回すお金はありません、はっきり申し上げて。むしろ、それをやることによって議員からつり下げをくろうんじゃないかと、こんなふうに思っておりますし、町民の皆さんからもかなりの抵抗があると私は考えています。

だから、それは現在のところ念頭にはないと申し上げましたけれども、そのとおりでございまして、要は国が東海地震、東南海地震、南海地震、この3連動に対して、今私が先週国交省の大臣に1時間近くお話しして、大臣も非常に興味を持ってくれたことは、要は静岡県は製造品出荷額が東北6県、今度被災された東北6県よりも上です。静岡県は製造品出荷額は全国2番目でございますね。隣の愛知県が1番です。その隣の愛知県は2倍以上です。この二つ、静岡県と愛知県を足した製造品出荷額は全国の2割を超します。

ということは、単純な話、ここでもし東日本大震災のようなことが起きれば、日本は確実に沈没に入ります。恐らく国家としての体裁を整えないような形になっていくと思われまので、まずそこを東日本の復興と複眼思考でもってここに手を打ってもらいたいというようなことで、そこにはかなりの防潮堤の問題が絡んでくるんですけども、そういうようなことをしない限り、企業として、東日本のあの映像がありますので、吉田町を三星が投資先として考えたときに、恐らくそんなことを社内で申し出たら「おまえ狂っているんじゃないか」と言われるでしょうし、また環境が整わない限り企業の投資マインドは恐らく回復しないでしょうから、そういうことをすることに全力を挙げると、それが私の務めじゃないかと、こんなふうに思っておりますので、重ねて申し上げればそこに専念すると。当然、防災対策を施すと同時に、その中に今申し上げた企業の投資マインドの回復をあわせねらっているということでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 再度おっしゃっていただきまして、そこは理解しているつもりです。当面、防災対策というところに集中していかれるということに関しては、私も非常に賛成で、それで本当に売ればハッピーだと思うので、気持ちは一緒です。

もう質問にはしませんけれども、やはりその中で、防災対策をしっかりとしたときに、この期間においてしっかり活動して、やっぱり例えば5年間こういう活動を続けるけれども、それでだめならまた新しく施策を打っていくとか、何かそういうことをやっぱりお約束願えるような、またそのとき一般質問しますから答えていただければというふうに思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員がおっしゃられるように、1から2は方針転換というようところで、何か町民の皆さんもさまざまな要望に対して答える形でいくといたしまして、津波の対策がとれてなければ、あそこに町が何かをつくって、何か施策を施して、あそこでやってくださいと言ったとき、むしろ町民の皆さんから危険なところでさせるのかというふうなことになりますよね。だから、あそこは本当は使いづらいという申しわけないんですけども、非常に難しい地域になってきているというのが、まさに今回東日本大震災によって沿岸

部はもう危ないんだというふうなことでございまして、企業も二の足を踏むどころか出ていきたいという企業すらも原発との絡みで出ているわけでございますから、そういうのを考えれば、何はともあれ企業の皆様に投資マインドを回復させるようなことに全力を挙げるといふようなことで、そこに尽きたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 若干考えにずれがあるのかもしれないと思うのは、防災対策をやるということに関しては私は賛成です。今すぐ方針転換しろとは私言っておりません。とにかく今、町長が防災対策をしてこれを売っていくんだということに関しては反対するものではありません。

ただし、ある程度時期というのは必要じゃないかと、ずっとそれを続けると、ずっと使われない、売れないという状況は避けるべきではないかというのが基本的な考えで、それでもなかなか売れないものであれば、何がしかの新たな施策を打っていかねばならない。今じゃないですよ、将来。そういう考えもやっぱり必要ではないかというのが私の意見で、防災対策ができて何年後かになかなか売れないとしたら、やっぱりそういうことを考えていくということをお願いしたいということです。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 防災対策、今申し上げたような防潮堤の強化であるとか、そういうものが施されれば進出したいという会社は何社かございました。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 了解です。そういうことなので、中山三星建材跡地に対する質問はこれで終わります。先ほど申しましたけれども、皆さん町民というのは、あそこの土地というのは関心が高いので、ぜひ今のような対策を進めて早く売却できて、町に収入が入ってくるようなことになればいいと思っておりますので、ぜひそこをよろしく願いいたしますということです。

続きまして、地震対策における自主防災ということで、まさに自助・共助の意識を高めるということが重要であるというのは、皆さん、町民の皆さんもわかっていると思うし、ここにいらっしゃる皆さんもわかっていると思いますが、そこにおいて今自主防災会の参加意識を高めるとか、一層努力するということなんですけれども、具体的にどういうことをやっていこうとか、そういう案というのはございますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 総務課でございます。

自主防災の意識を高めるという中でございますけれども、自主防災の推進大会等、地域防災の数の基礎コードというものが県のほうにございますので、その中に入れていただきまして、自主防災組織の活動を活発にさせていただきまして、リーダー等を育成していきたいと、そのようなことを考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今、町長の答弁の中にもありましたけれども、リーダーの育成ということ。これは非常に私自身も重要なことだというふうに思っておりますけれども、自主防災会の方々のお話を聞くと、やっぱり役員の任期が2年とかある程度決まっている部分があ

て、それでなかなか継続性が保てないというようなお話も聞いています。そうしたときに、リーダーというのを自主防災会の中で新たに専任的につくろうと考えていらっしゃるのか、副会長なら副会長、それを順次送ってその人を2年間教育しようとしているのかとか、その辺に関してはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 自主防災会の組織の中には、今議員さんおっしゃったように2年でいなくなっちゃうような方ではなく、専門的に副自主防災会長のような形で専任している町内会等もございますので、そういうのを各自主防災会の中で検討していただいて、検討を図っていただきたいと思っています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そこは、そういう自主防災会もあるので、ほかの自主防災会も見做ってほしいということか、町がそれを指導していくと言っているのか、どちらなのでしょう。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 自主防災会の組織というものは、今後当然のことながら育成強化していかなければならないと思っております。また、住民の皆さんも東日本大震災で本当に不安を持っているわけですから、まず住民の皆さんの意識を審査し、それを維持、継続させると同時に、やはり当然のことながら自主防災組織でございますので、そのリーダーとなる方については、やはりある程度継続的にやれるような人を重層的に配置していくということが必要なことであると思っておりますので、指導というところちょっと語弊があるかもしれませんが、働きかけてはまいりたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ありがとうございます。そういうことで、強く、そういう確実な人をしっかりつくっていただいて、根強い自主防災活動を繰り広げていただきたいというふうに思います。

訓練に関して、総務課長にお伺いします。

防災訓練をやる場合、訓練はこういう目的でやるという町のほうから説明があって、それに対して自主防災会が計画を立て、実際に町に計画を提出した後に訓練を実施するというふうに認識しておりますけれども、例えば、自主防災会から計画が出てきた段階で、町がその計画をしっかりと見て、その目的に合っているのかどうかとか、自主防災会と具体的にどういうことをやるのかというようなことの打ち合わせをやるということは、今やられていますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 訓練実施までの流れにつきましては平野議員が認識しているとおりで間違いございませんけれども、自主防災会から計画が提出された段階での町と自主防災会との打ち合わせについては、全体の自主防災会を集めての打ち合わせ会は実施しておりますけれども、個々のやつはやってない状況でございますけれども、それぞれの自主防災会から問い合わせ等がありますれば、その担当が個々に打ち合わせをしていると、そういうような状況でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 例えば、5月21日の津波避難訓練で、川尻地区で松原団地から逃げる

場所が海に対して平行移動の浜丁会館という計画が出てきて、実際にそう行われたと思うんですが、津波が来て逃げるといふ計画に対して、海に対して平行移動でそれで訓練というのには、私自身はちょっとおかしくないかいという思いがあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 2001年に出された県の第3次地震被害想定の中において、当町というのは津波が2.4から4メートルとなっておりまして、基本的に津波浸水域はほとんどないということになっております。だから、今までは災害の訓練に関して、要は地震動によるところの建物と倒壊とかそういうふうなことに對して、それを免れた人々があるところに集まってどうのこうのという訓練だったんですよ。

今度、東日本大震災のことがあったものですからうちの町は、県のほかの34市町のどこもやっていないんですけれども、それじゃ困るんだという形で、ほかの町よりも先駆けて津波ハザードマップをつくって、今後こういうふうな状況になりますのでという形で、津波の避難訓練等も入れていくというような形になってきます。当然、それができるまでほったらかしておくというのじゃなく、例えば、この前5月にやったように、例えばこの地域の方々がこの地域に高い建物があるかどうか、その建物に上られるかどうか、そういうものを自分たちで発見するとか探索するとか、そして、そこに上られるようなら上がってみるとか、そういうようなことを訓練としてやっていくことも取り入れていかなきゃならないんじゃないかと、そんなふうには思っています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今回の津波訓練に関しては、私自身はそういう認識でやるんだろなという思いがあったにもかかわらず、平行移動というのが実際に行われたというのは、やっぱり違う。来ないというのは前提ではなく、今回は来るといふのが前提で上に逃げる。そのときにどれぐらい時間がかかるのかとか、どういう障害があるのかとか、そういうのをチェックする訓練ではないかというふうには理解していましたがけれども、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 先日の津波避難訓練ですか、防災訓練も含め、それはうちの町は、要は門扉がうまく作動せずに、あそこから津波が入ってきたという想定のことなんですよ。県も当然のことながら、恐らく第3次被害想定でやっていますから、だから県自体が非常に矛盾したことをやったわけですが、今回は、はっきり言うと、県は何のためにやったのか、ほとんど趣旨も不明のままやってしまったと。要はアライバづくりのためにやったのかとも時々思ったりするんですけれども。

要は、うちの町で前回のときにやったのは、津波の門扉が地震動によってうまく作動せず、あそこから浸水するという想定だったものですから、川尻の方が浜丁のほうへ行くという、そんなことで考えたんじゃないでしょうか。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 説明ありがとうございました。

もう一つ、自主防災会に関して御質問させていただきます。

自主防災会への住民参加、今町長もおっしゃっていましたがけれども、自主的な参加である、強制はできないというのは理解をしております。片岡区の例をとりますと、本年4月現在、世帯数が1,861世帯に対して自治会への登録世帯が1,560で、300世帯が入っていない。6分の

1が自治会に入っていない。つまりは自主防災会に入っていないということだと思っておりますけれども、吉田全体では多分2,000世帯ぐらい入っていないんじゃないかなという理解をしています。

その中で、やっぱり吉田町の住民全員の安全を考えるということからすると、もちろん自助は大切ですけれども、自助をしっかり、自主防災会に入っていない方々にも吉田町としてはしっかり教育とか指導とか、そういうことをやっていかなければならないと私は思っておりますけれども、それに対して町はどのような策というか、それを考えていますでしょうかということです。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員は、ここの町にも引っ越しをされてきた方が自治会に入らなかったということを御存じですか。積極的に入ってこない人が結構いるんですよ。それは当然、3月11日前の時点で私も確認しておりますけれども、3月11日の東日本大震災を受けましたので、今後そのような方々もちょっと変わってくると思っておりますけれども、そういう方々に対してはやはり意識の審査をしていくという作業が、いろんなチャンネルを使いながらやっていくということが今後必要だと思いますので、まず何はともあれ住民の方々が自主防災会に入る、その割合を高めていくというふうなことを、やはり底辺拡大ということでやっていく必要が、今後ますます強化されてくるんじゃないかと、こんなふうには思っています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 先ほど、最初の御答弁の中で、参加率を高めるために住民が顔を合わせるような企画とか、そういうふれあい活動みたいな、そういうのを通して増やしていくというお話がありましたけれども、今後はそういうことも含めて自主防災会の参加率を高めていくということを努力するという理解でよろしいでしょうか。はい。

時間も余りないので、自主防災の自助ということにおいて、やっぱりこれからの吉田町はハザードマップをつくと、11月末ぐらいまでには配布するということなんですけれども、まず総務課長にお伺いします。

ハザードマップにどのような情報を入れるのかということをお伺いしたいことと、その記載内容はだれがどのようにして決めたのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） ハザードマップに掲載する情報でございますけれども、津波に関しましては海域における最大水位の上昇等と浸水の深さ、あと第一波の到達時間が何分ぐらいで来るのか、あと浸水の開始の時間、最大の流速、あと代表施設の水位の変化などを予定しております。

あと、地震動による揺れやすさ等の地盤につきましては、震度別に色分けでわかるような形に表現したいという考えをしております。液状化につきましては、危険度の状況を色別でわかるようにマップに落としたいというように考えております。

残りの記載の内容につきましては、現在町と予定業者との間で協議したものでありますので、今後業務を進めていく中で変更等もあると思っておりますけれども、双方協議しまして、よりよいハザードマップをつくっていききたいと、そのように考えています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その記載内容に関して、やはり私は町民が何を求めているのかという

のを、やっぱり聞いてほしいなという思いがあるんですが、そこに関してはアプローチというのとはなかったのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 製作過程におきまして、業務の委託の期間の中で、自治会等も含めた中で御意見をいただく場合もございますので、そういう中で進めていきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 住民と皆さんの御意見というものは、今予定している業者が製作過程の中で意見聴取をすると申しておりますので。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そういうふうに、住民の声をしっかり聞いていただけるということであればいいなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

時間もありませんが、一応質問は終わります。

3・11の東日本大震災から吉田町にも地震・津波に関して非常に関心を持って、また非常に心配しています。その心配をしっかりとした説明、先ほどもお話がありましたけれども、説明とか対策をやるとおっしゃっていますので安心していただけますけれども、その対策で心配を安心に変えるということを今後前向きに進めていただきまして、自助・共助というところが吉田町全体で推進できるような体制というところをつくっていただきたいなど。

やっぱり、安全防災という考え方を浸透させていくということをこれからも、吉田町として推進していただくということをお願いしたいというふうに思います。

また、そういうことに関して、今後もぜひ一般質問でも聞かせていただくこともありますので、よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 自助・共助、とりわけ自主防災会の育成強化というのは当然やっていかなければなりませんし、町としてもできる限り、それらの皆さんに対して働きかけをしてまいりたいと思っています。

自助・共助・公助、この公というのは、先ほど申し上げましたように最終的には国の問題になりますので、国にどのように働きかけていくかと。先ほど申し上げたように、この後終わればすっ飛んでいかなければならないことになっておりますので、そのようなところで、この町の堅固な守り、物理的な守りについてやっていくと。防潮堤の強化であるとか避難タワーの設置であるとか、これは具体的に国土交通大臣にも、事務次官にも、関係局長、課長にも配付が行っておりますので、そういうようなことをまたきょうも事務次官にお話しするわけでございますけれども、そういう形で整備していくと。

それと同時に、また議会の皆様には近いうちお話ししなければならないと思っていますけれども、FM島田でございますね。FM島田というのがうちの町の防災対策に一つの大きな柱として、それに対する情報提供など、その柱として組み込むための事業について県のほうに補助申請をしてやっていくと。あした申請になりますので、ぜひともそれが採択されるように、また県のほうにもお願いしてまいりたいと思っています。

○4番（平野 積君） 聞ける範囲を広げようというんですか、吉田町全体……

○町長（田村典彦君） 吉田町そのものが全部FM島田に入ってくると、そういう形でうちの

町もいざという場合の情報連絡網の強化を図っていくと、そんなふうを考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そういう公助的な働きということもやっていただけるということで、今後ともそういうところを積極的にやっていただくということで、よろしく申し上げますということで、質問を終わります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

この後、午後1時30分から全員協議会を開催いたします。よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 零時18分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会第16日目、最終日でございます。

本日の出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第1、第29号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、第29号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで資料配付のため暫時休憩とします。

休憩 午前 9時01分

再開 午前 9時02分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程の追加について

○議長（八木 栄君） お諮りします。

お手元に配付のとおり、12番、藤田和寿君から発議案第3号 停止中の浜岡原子力発電所の対策に関する要請書が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、追加議案1件を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 追加日程第1、追加議案の上程を行います。

発議案第3号 停止中の浜岡原子力発電所の対策に関する要請書を議題とします。

本案について、提出者、藤田和寿君の説明を求めます。

12番、藤田和寿君。

〔12番 藤田和寿君登壇〕

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿。

吉田町会議規則第14条第1項及び2項の規定により、平成23年第2回吉田町議会定例会に追加提案します発議案について御説明いたします。

追加で提出します発議案第3号は、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故が依然として予断を許さない中、過日、総理大臣からの要請を受け中部電力が実施した浜岡原子力発電所の運転停止に関し、その後の安全管理等が吉田町民の不安を取り除くまでに至っていない現状であることを憂慮するものでございます。

そこで、当町議会は停止中の浜岡原子力発電所の安全管理とそれらに関する情報公開を要請する必要があるとの判断に至り、別紙のとおり議決を求めるものでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

藤田議員、御苦労さまでした。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎吉田町農業委員会委員の推薦について

○議長（八木 栄君） 日程第2、吉田町農業委員会委員の推薦について、議題とします。

吉田町農業委員会委員の推薦については3人とし、吉田町住吉50番地の1、吉永恭一氏、吉田町神戸1838番地の3、大石洋子氏、吉田町住吉2616番地、柳原博子氏、以上の方を推薦したいと思います。

お諮りします。

吉田町農業委員会委員の推薦についてはこの3人とするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の吉田町農業委員会委員の推薦については3人とし、吉田町住吉50番地の1、吉永恭一氏、吉田町神戸1838番地の3、大石洋子氏、吉田町住吉2616番地、柳原博子氏、以上の方を推薦することに決定しました。

◎議員派遣について

○議長（八木 栄君） 日程第3、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第116条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した「議員派遣の件」のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります「議員派遣の件」のとおり派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認め、議員派遣についてはお手元に配付してあります「議員派遣の件」のとおり派遣することに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（八木 栄君） 日程第4、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によってお手元に配付したとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、3委員会とも閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発言の取り消しについて

○議長（八木 栄君） 日程第5、発言の取り消しについてを議題とします。

12番、藤田和寿君から、6月2日の会議における発言について、会議規則第61条の規定により地方自治法の規定に反する発言があったため、お手元に配付のとおり発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

ここで地方自治法第117条の規定によって、12番、藤田和寿君の退場を求めます。

〔12番 藤田和寿君退場〕

○議長（八木 栄君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時09分

再開 午前 9時09分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

この申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「議長」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時16分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（田村典彦君） ……根幹を揺るがすことですので、藤田議員の好きな言葉根幹を揺るがすという言葉ですけれども、藤田議員の発言に対して、ある一部だけを単純に取り消すと。その理由もわからないと。取り消した場合に、これを見た、議事録を見た人は、

ほとんど前後のことがわかりませんので、それについてどなたが御説明されるんですか。開かれた議会ってどういうことなんでしょうか。ぜひともその辺を納得ができるように御説明をいただければ、ありがたいと思っております。議決した内容について、私が執行を停止する権限はありませんので、どなたがあるんですか。お聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長（八木 栄君） それでは、再度お諮りいたします。

12番、藤田和寿君のこの申し出を許可することに御異議はございませんか。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。

ただいま藤田議員から発言の取り消し申出書が出されたわけでございますけれども、取り扱いについて議員の判断に迷うところがございますので、暫時休憩をして議会運営委員会で再度協議をしていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） ほかに何かございますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今、休憩して議会運営委員会という話がありましたけれども、私としては全員協議会でやりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 今、町長の言われました財源措置がとれないような一般会計を議決した内容であるが、執行停止してもやるべきではないかという議論という、そこら辺のこともありますので、これについては議会運営で協議して、その上で全員協議会という手順を踏んでいただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） それでは、ここで暫時休憩をいたしまして議会運営委員会を先に開きますので、議会運営委員会委員の方はよろしくお願いたします。第一会議室のほうへお願いいたします。

休憩 午前 9時23分

再開 午後 3時11分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中の議会運営委員会と全員協議会の協議内容について報告いたします。

12番、藤田和寿議員の発言取り消し申出の議会の議決に関し、本会議を休憩し議会運営委員会で取り扱いを協議しました。議会運営委員会では、発言を取り消したい部分を確認するため、委員全員で6月2日の会議の発言状況を確認しました。

議員申し出の発言箇所である、地方自治法の議員の議案提出権に反して予算が提出できるがごとき発言に対し、6月14日の本会議冒頭で、議員はその誤りを陳謝していることを前提として、本日当局から会議録を削除するのはいかがなものであるかの申し出に対して、議会としていかに進めるかについて議論しました。

その後、全員協議会において議会運営委員会での協議内容を説明し、議会としての姿勢について議論しました。

この場で再度お諮りします。

この申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「議長」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 10番、増田宏胤です。

地方自治法に抵触された部分については6月14日の議会で陳謝をしております。質疑が取り消されることになると、答弁も当然取り消されたものとして扱われることとなります。開かれた議会の立場を明確にするために、申し出は許可せず会議録は残すこととし、その会議録に対し議会の使命である住民への説明責任を果たしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（八木 栄君） 異議がありましたので、起立によって採決します。

12番、藤田和寿君からの発言取り消しの申し出を許可することに賛成の方は起立願います。

〔起立する人なし〕

○議長（八木 栄君） 起立なしです。

よって、12番、藤田和寿君からの発言取り消しの申し出を許可しないことに決定いたしました。

それでは、12番、藤田和寿君の入場を許可します。

〔12番 藤田和寿君入場〕

○議長（八木 栄君） ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時15分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 以上で平成23年第2回吉田町議会定例会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 当局の出しました議案につきまして、慎重に審議をいただきまして議決いただき、感謝申し上げます。

しかしながら、議長が私の発言というものを全く理解していない。私がそんなことを言ったことは一度もありません。よく発言内容を理解して、議会の皆さんには考えていただきかけた、これが私の偽らざるところのものでございます。

要は、発言が完全に地方自治法上規定されてない、いわばありもしない権限をでっち上げ

て質問したわけで、陳謝の内容についてもよくわからない部分もございますけれども、また、取り消しを申し出た部分以外にも不穏当な部分があったものと私は理解しております。

基本的に、当局に対して議事録の全文を何ら示すことなくこのような形で幕を引かれたことに対して、私は皆様に抗議申し上げ、本定例会のあいさつといたします。

○議長（八木 栄君） ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（八木 栄君） ここに、平成23年第2回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

本定例会は、6月2日以来16日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここにすべての議事が終了し閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼申し上げます。議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動を初め何かと御多忙なことと存じますが、町政の積極的な推進に御尽力賜りますようお願い申し上げ、まことに意を尽くしません閉会のごあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） これをもって、平成23年第2回吉田町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉会 午後 3時17分

